

# 府中市自殺総合対策計画(案)

～こころといのちを支えあうまちを目指して～



平成31年1月

府 中 市

# 目次

---

---

## 第1章 計画の策定に当たって . . . . . 1

- 1 計画策定の背景と趣旨 . . . . . 2
- 2 計画の位置付け . . . . . 2
- 3 計画期間 . . . . . 3
- 4 計画の数値目標 . . . . . 4

## 第2章 統計データから見る市の現状 . . . . . 7

- 1 全体的な状況 . . . . . 8
- 2 第49回市政世論調査結果 . . . . . 14
- 3 市における特徴と支援が優先されるべき対象 . . . . . 17

## 第3章 市における取組 . . . . . 19

- 1 基本方針 . . . . . 20
- 2 施策体系 . . . . . 26
- 3 基本施策 . . . . . 28
- 4 重点施策 . . . . . 34
- 5 各施策の一覧 . . . . . 40

## 第4章 自殺対策の推進体制等 . . . . . 55

- 1 都の自殺対策における推進体制 . . . . . 56
- 2 市の自殺対策における推進体制 . . . . . 56
- 3 策定の経緯 . . . . . 58

## 資料編 . . . . . 61

- 資料1 自殺対策基本法 . . . . . 62
- 資料2 自殺総合対策大綱 . . . . . 67
- 資料3 市のこれまでの取組 . . . . . 97
- 資料4 府中市自殺対策マニュアル . . . . . 99
- 資料5 平成29年度第49回市政世論調査 . . . . . 109

※ 年度（年）の表記について

本書に記載している「平成」の元号を用いた年度（年）の表記のうち、平成31（2019）年5月以降のものについては、それぞれに対応する新元号を用いた年度（年）を表すものとします。



# 第1章

## 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景と趣旨

---

我が国の自殺者数は、平成10年に3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「基本法」といいます。）が施行され、さらに、平成19年には、自殺総合対策大綱（以下「大綱」といいます。）を策定し、国を挙げて総合的に自殺対策を推進することになりました。

市では、基本法に基づき、平成26年度に17課25係を構成員とした「自殺対策関係者連絡会」を設置し、庁内連携の体制づくりを進め、関係機関とともに自殺対策の取組を推進してきました。

基本法の施行から10年の節目に当たる平成28年3月、国は「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、また「自殺対策は、生きるこの包括的な支援として実施する」ことを基本理念に、基本法を改正し、同年4月に施行しました。また、国は、平成29年7月にこの改正や国の自殺の実態を踏まえ、大綱の抜本的な見直しを行い、閣議決定しました。大綱では、自殺の多くが「追い込まれた末の死」であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることを受け、『自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺のリスクを低下させる方向で推進するもの』と新たに明記されました。

都では法改正及び大綱の見直しを受け、平成30年6月に新たに「東京都自殺総合対策計画」を策定しました。

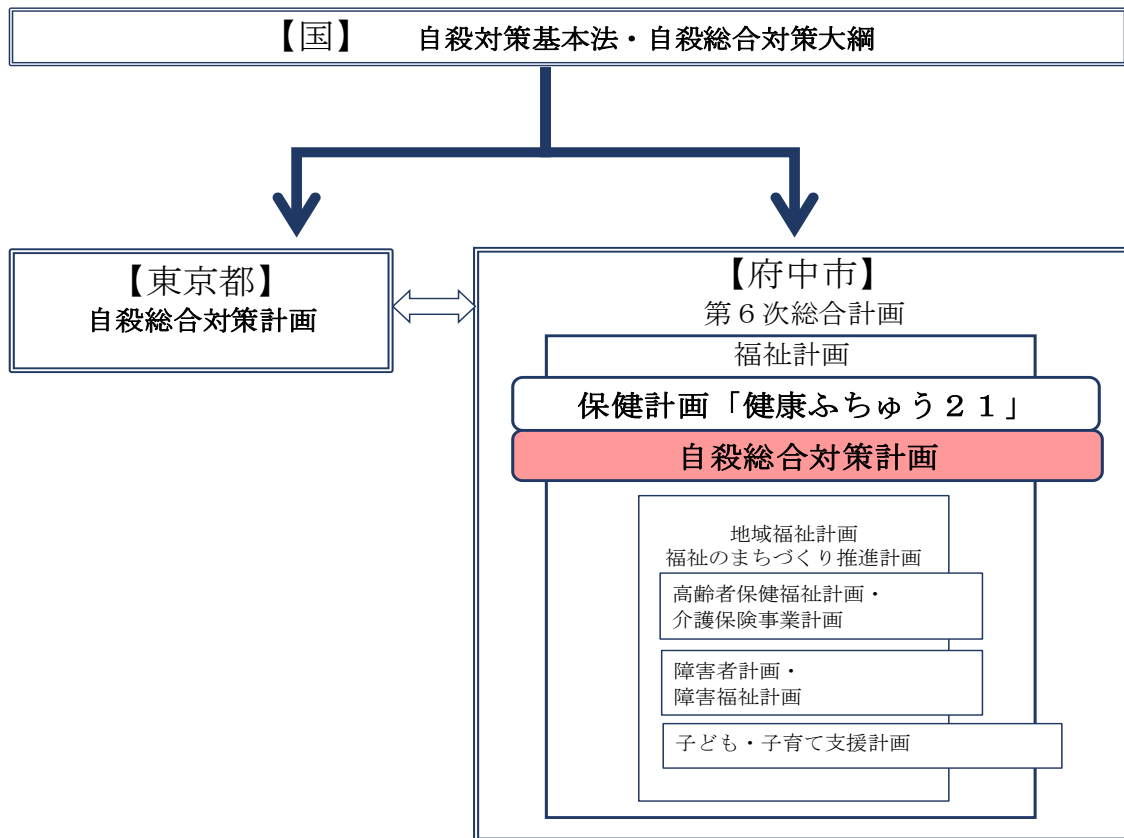
市においても、基本法及び大綱に基づき、今後も関係機関との連携強化を図り、生きることの包括的支援としての自殺対策をより一層進めていくために本計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

---

本計画は、基本法第13条に基づき、策定しています。

また、市の第6次総合計画に基づき、市の実情に合った対策を関係機関や市民と連携・協働しながら実施していくことを目指します。さらに、地域福祉計画、福祉のまちづくり推進計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援計画等との整合を図っていきます。



### 3 計画期間

本計画期間は、平成31年度から平成35(2023)年度までの5年間とします。

国の自殺対策の指針を示した大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されていることから、国や都の動きや自殺の実態、社会情勢の変化等を踏まえ、5年を目安として内容の見直しを行います。

	計画名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32 (2020)年度	平成33 (2021)年度	平成34 (2022)年度	平成35 (2023)年度	
国	自殺総合対策大綱			(5年)	→						
都	東京都自殺総合対策計画				(5年)	→					
市	第6次総合計画	前期基本計画(平成26年度～)			後期基本計画(4年)				次期計画	→	
	保健計画「健康ふちゅう21」	第2次健康ふちゅう21(6年)						次期計画			
	自殺総合対策計画					(5年)	→				

## 4 計画の数値目標

---

大綱における国や都の数値目標に合わせ、平成 35（2023）年までに、自殺死亡率（注 1）及び自殺者数を平成 27 年と比較して 30%以上減少させることを目標とします。

平成 27 年の自殺死亡率 16.5 → **平成 35（2023）年までに 11.6 以下**

平成 27 年の自殺死亡者数 42 人 → **平成 35（2023）年までに 29 人以下**

(男性 33 人、女性 9 人)

(男性 23 人、女性 6 人)

(注 1) 自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺死亡者のこと。



## 参考 【基本法の改正のポイントと大綱の概要】

### 基本法改正のポイント

- ・「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが課題となっていること」を追加
- ・「生きることの包括的な支援としての自殺対策」を理念に追加
- ・「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」ことを理念に追加
- ・自殺予防週間（9月10日～9月16日）、自殺対策強化月間（3月）における集中的な展開
- ・都道府県及び市区町村に「地域自殺対策計画」の策定義務化

## 「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

### 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

#### 第1 自殺総合対策の基本理念

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

#### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクル**を通じて**推進**する

#### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

#### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

#### 第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**  
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、  
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

#### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し



## 第2章

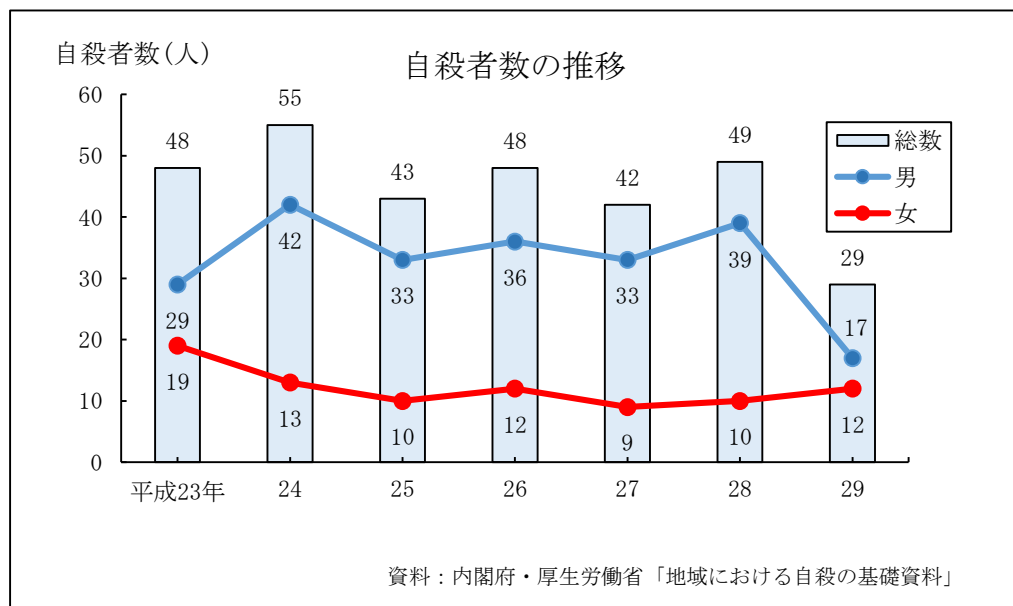
# 統計データから見る市の現状

※ 各年の自殺者数は、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（確定値）における「住居地」及び「自殺日」の数値を参照しています。

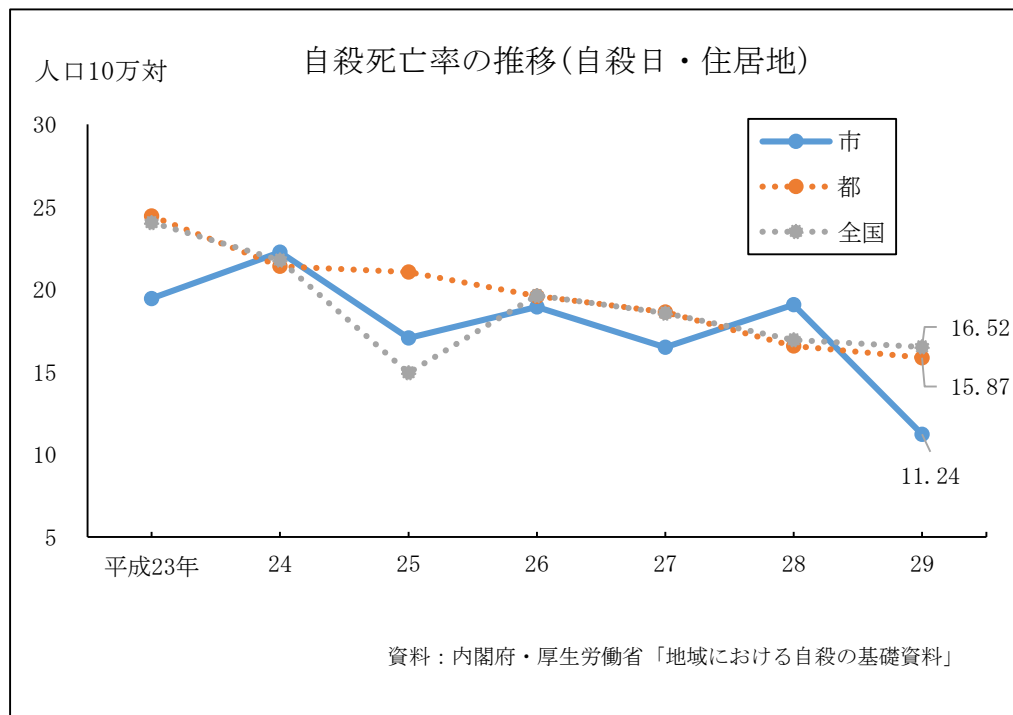
# 1 全体的な状況

## (1) 自殺者数・自殺死亡率の年次推移

平成 29 年における自殺者数は、全国で 21,127 人、都で 2,147 人でした。  
市では、平成 29 年は 29 人と減少しましたが、女性は横ばいであり、また平均すると、約 45 人で推移しています。



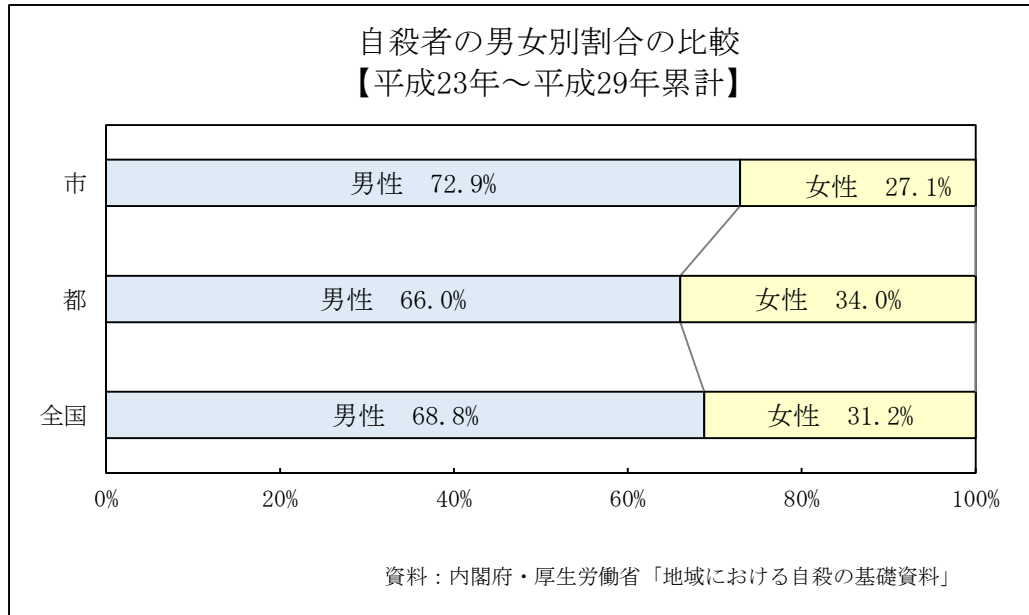
平成 29 年における自殺死亡率は、全国で 16.52、都で 15.87、市で 11.24 となっています。



## (2) 性別・年齢別の特徴

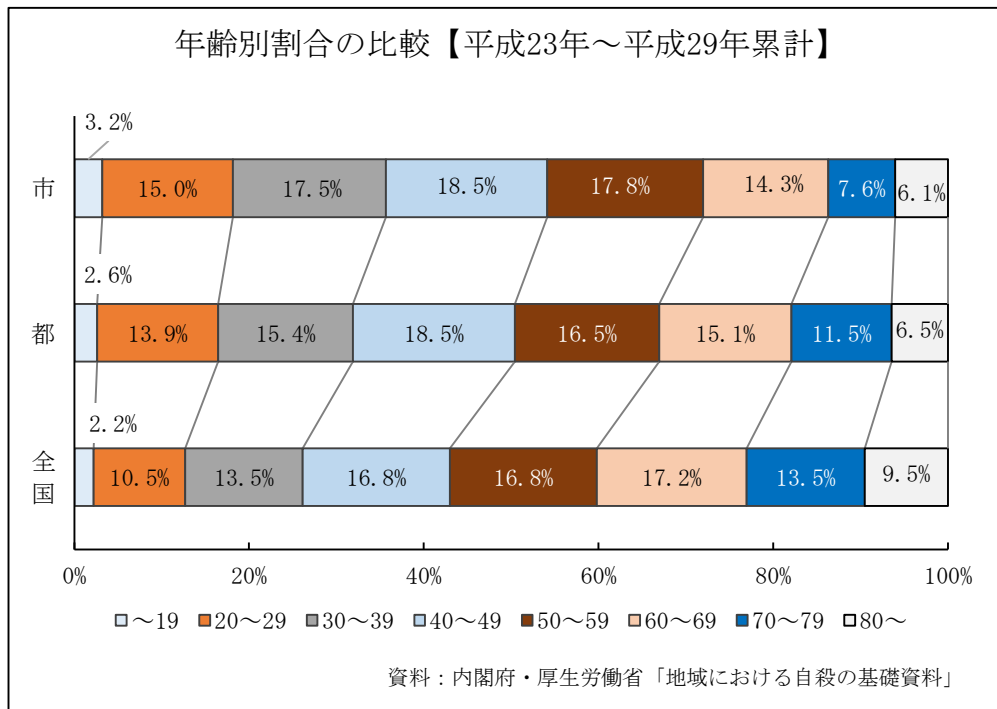
### ア 性別

自殺者数を性別で見ると、自殺者数の7年間(平成23～29年)の累計では、314人中男性が229人、女性が85人でした。男性が7割以上と圧倒的に多くっており、都や国も同じ傾向があります。



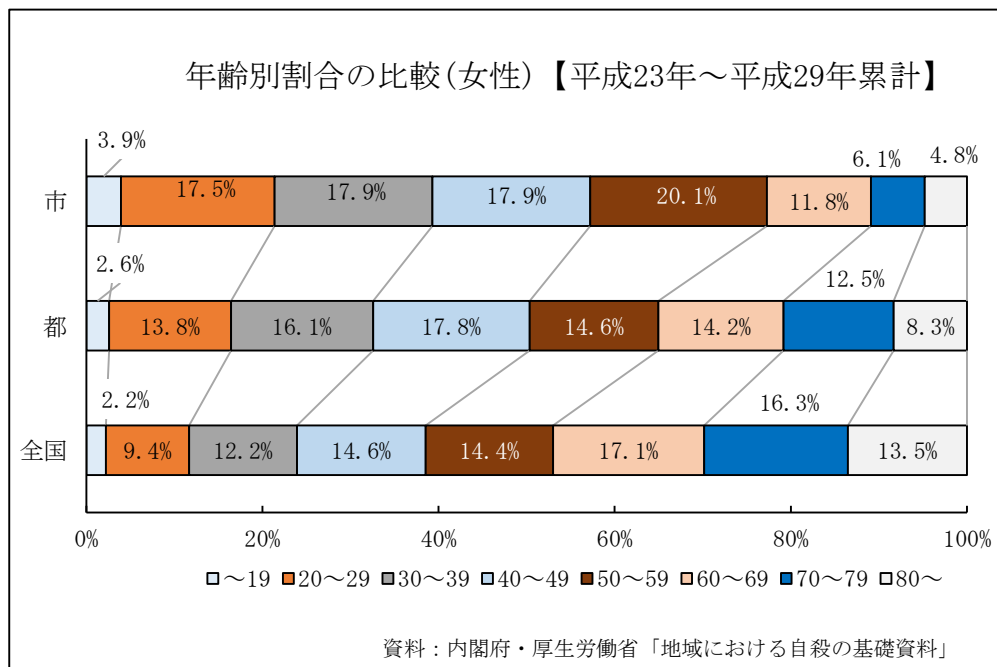
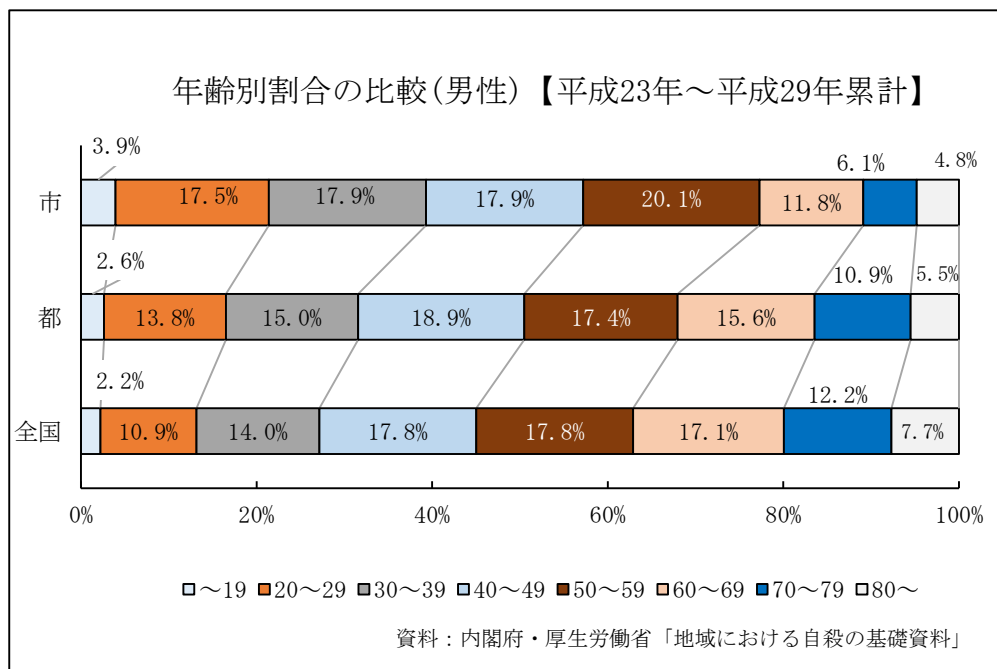
### イ 自殺者の年齢構成

年齢別に見ると、30歳代～50歳代に自殺者が多い傾向があります。また、10歳代～30歳代は国・都を上回り、60歳代以上は下回っています。



男女別・年齢別の自殺者割合を見ると、男女共に30歳代～50歳代に多い傾向があります。

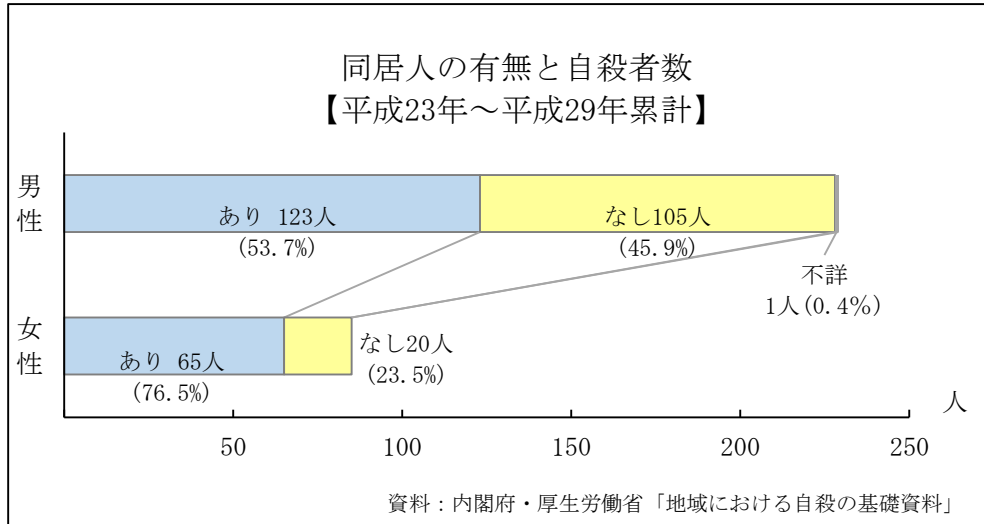
また、都や国と比較すると、男女共に比較的若い世代に自殺者が多い傾向があります。



### (3) 同居人の有無(同居・独居)と自殺者数

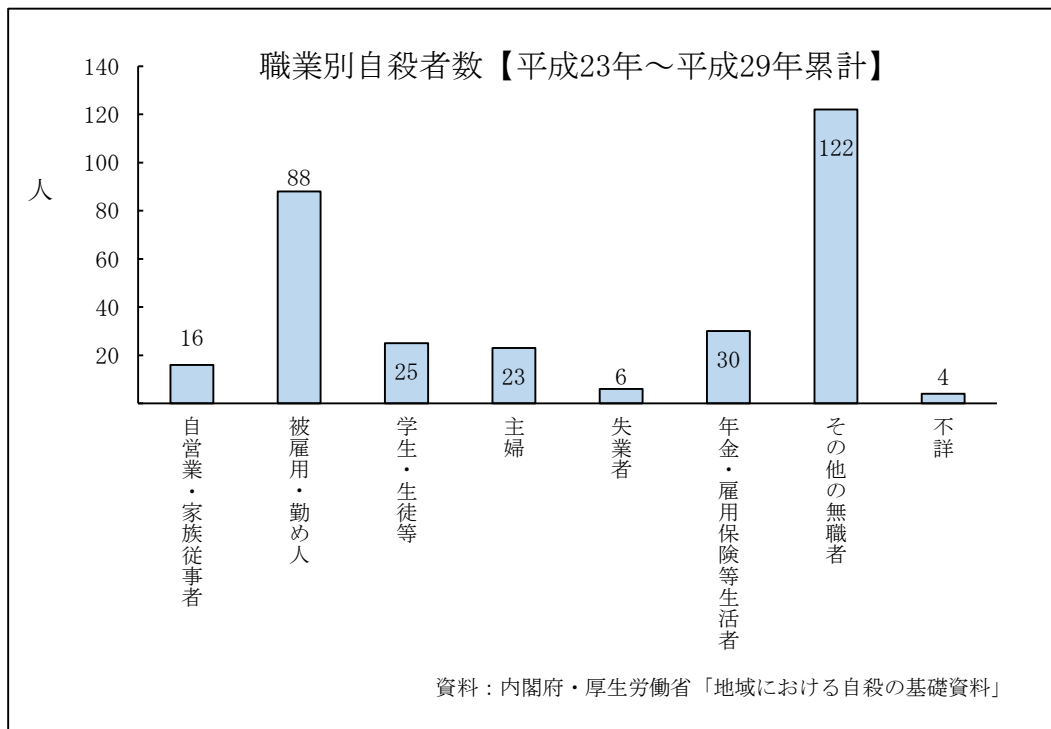
同居人の有無と自殺者数の7年間(平成23年～平成29年)の累計では、「あり」が188人、「なし」が125人、不詳が1人と、ほぼ6:4となっています。

男女別で見ると、「あり」は男性123人、女性65人、「なし」は男性105人、女性20人となっています。

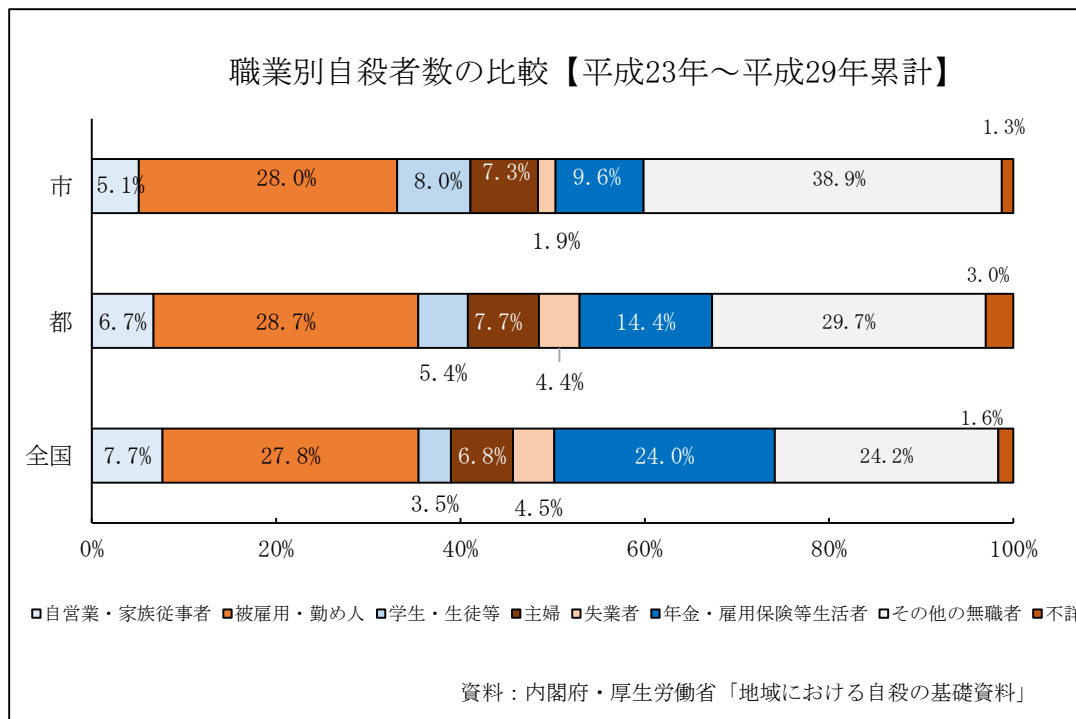


### (4) 職業別の自殺者数と職業別割合

職業別の7年間(平成23年～平成29年)の累計では、「その他の無職者」が122人と最も多い割合となり、次に「被雇用・勤め人」で88人となっています。



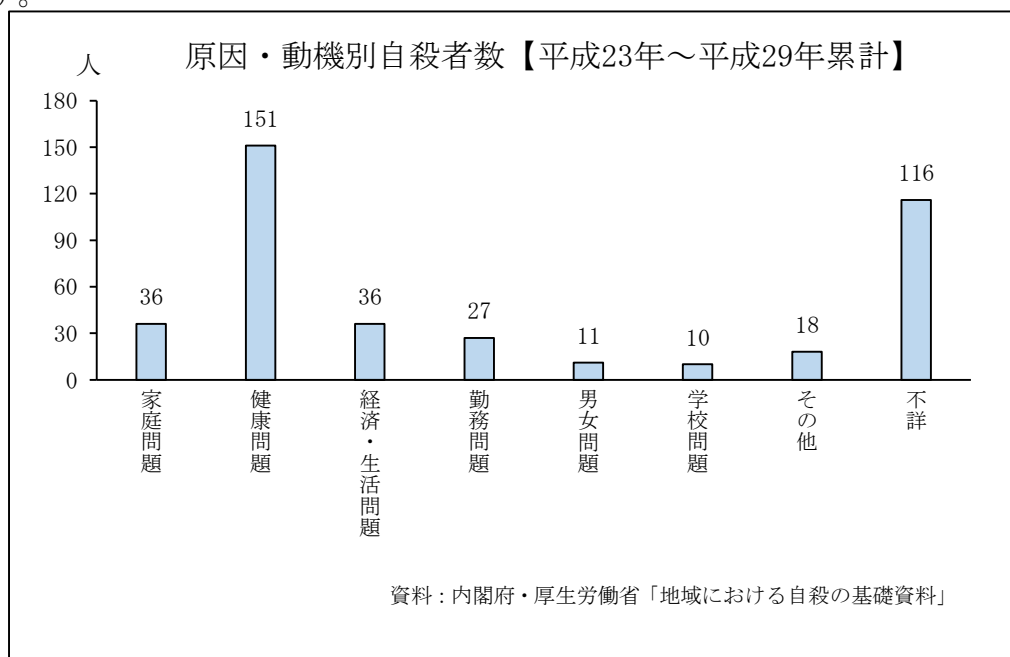
国・都との比較では、市が国・都を上回るのは、「その他の無職者」と「学生・生徒」であり、逆に「自営業・家族従業者」、「主婦」、「失業者」及び「年金・雇用保険等生活者」は国・都を下回ります。



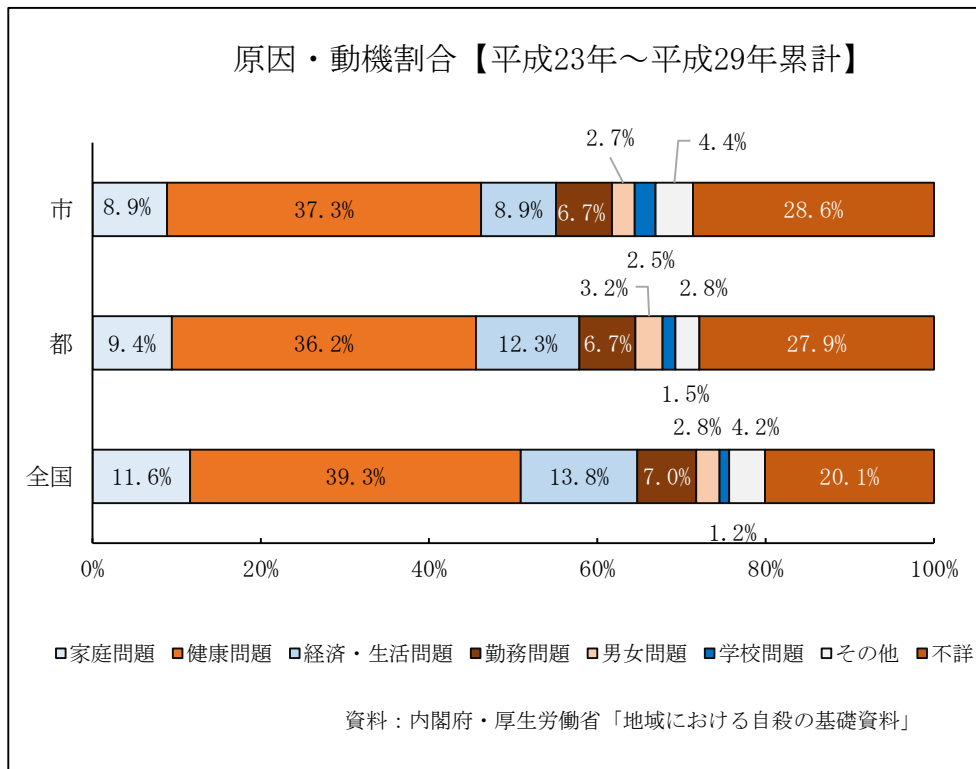
**(5) 自殺の原因・動機**

原因・動機について7年間（平成23年～平成29年）の累計で見ると、「健康問題」が151人と最も多く、次いで「経済・生活問題」の36人、「家庭問題」の36人となっています。

原因・動機を国、都と比較して見ると、ほぼ同じ傾向があることが分かります。



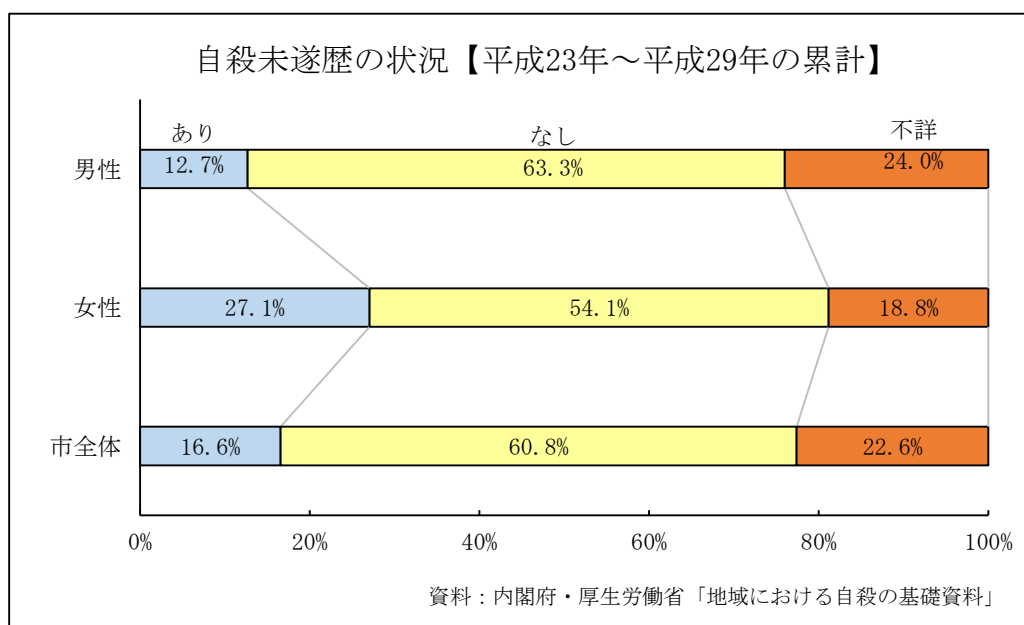




#### (6) 自殺の未遂歴別の状況

自殺者の7年間分（平成23年～平成29年）の累計における自殺未遂歴を有する割合は16.6%で、なしは60.8%、不詳は22.6%でした。

男女別では、女性が27.1%、男性の12.7%を大きく上回り、女性の自殺未遂歴を有する割合が高くなっています。

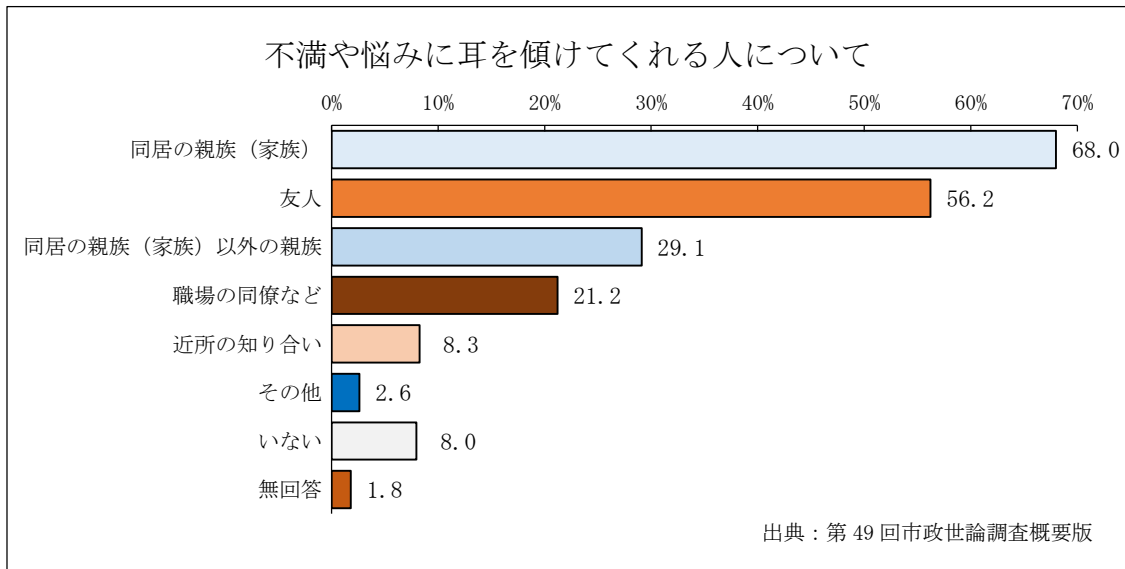


## 2 第49回市政世論調査結果（特設設問「こころの健康」について抜粋）

平成29年に実施した市政世論調査において、自殺対策に関する調査も併せて行ったところ、次のような結果が得られました。

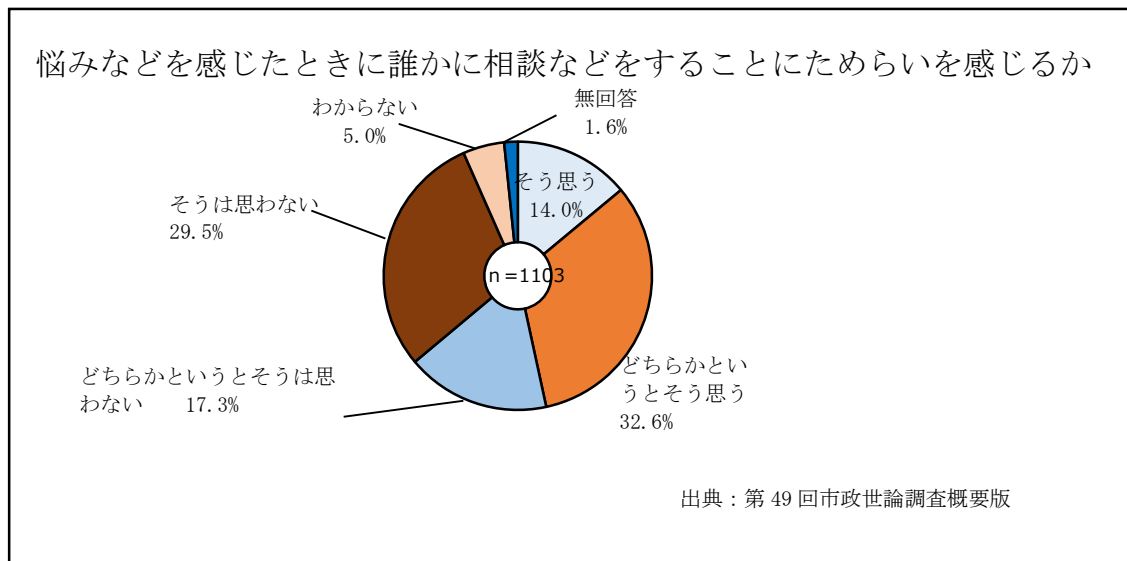
(1) 不満や悩みに耳を傾けてくれる人について（n=1103：複数回答）

「同居の親族(家族)」(68.0%)が最も高く、続いて「友人」(56.2%)、「同居の親族(家族)以外の親族」(29.1%)、「職場の同僚など」(21.2%)、「近所の知り合い」(8.3%)の順となっています。



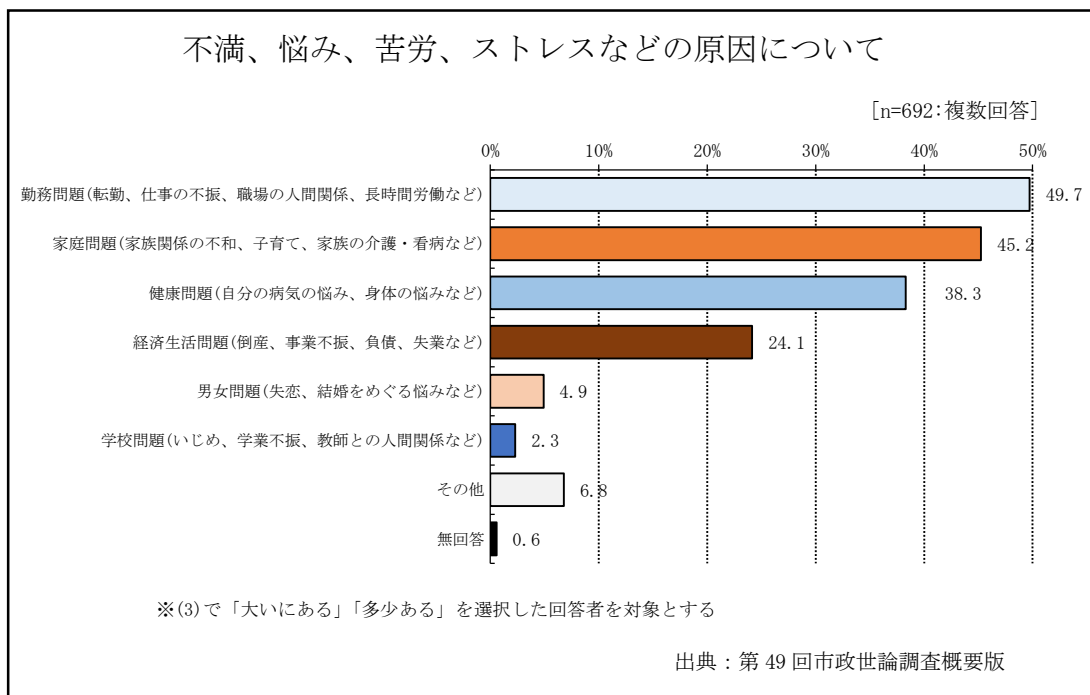
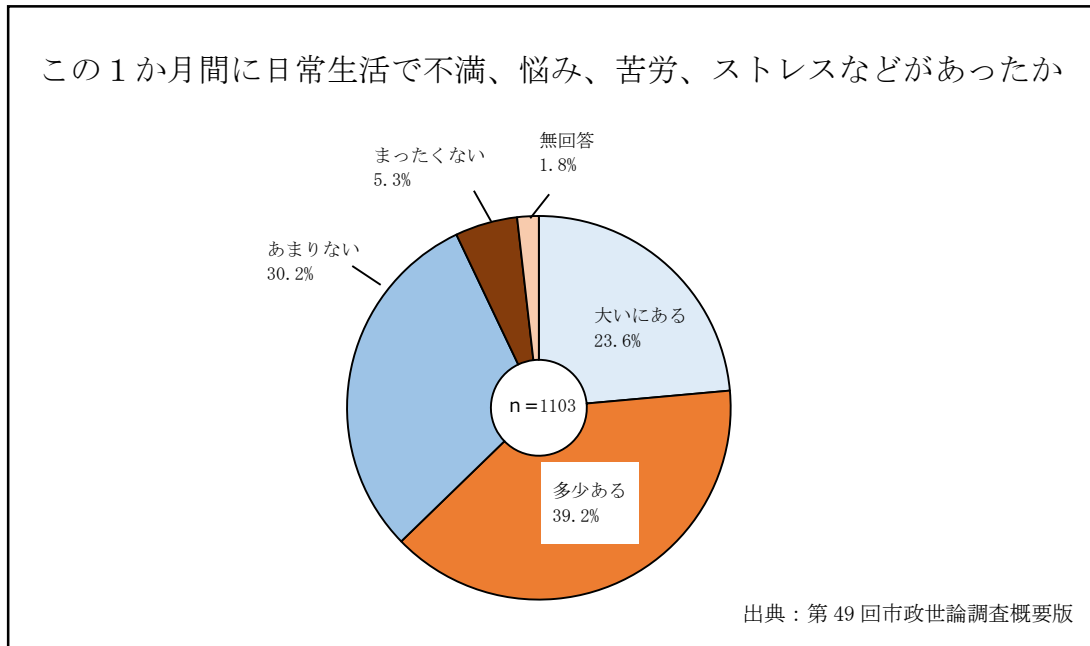
(2) 悩みなどを感じたときに誰かに相談などをするためにためらいを感じるか（n=1103）

「そう思う」(14.0%)と「どちらかというと思う」(32.6%)を合わせた『思うと感じる』割合は46.6%、「どちらかというとは思わない」(17.3%)と「そうは思わない」(29.5%)を合わせた『思わないと感じる』割合は46.8%であり、おおむね半々の割合となっています。



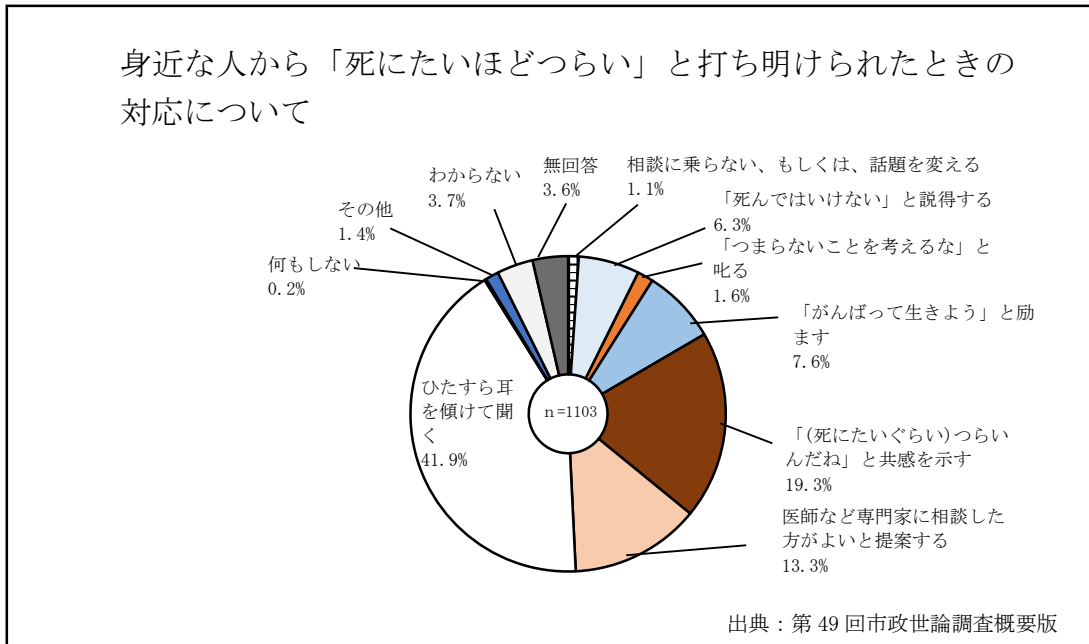
(3) この1か月間に日常生活で不満、悩み、苦労、ストレスなどがあったか (n=1103)

「大いにある」(23.6%)と「多少ある」(39.2%)を合わせた『あると感じる』割合は、6割を超えています(62.8%)。また、「あまりない」(30.2%)と「まったくない」(5.3%)を合わせた『ないと感じる』割合は、3割半ばである(35.5%)。不満、悩み、苦労、ストレスなどの原因としては、「勤務問題(転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働など)」(49.7%)が最も高く、5割程度でした。



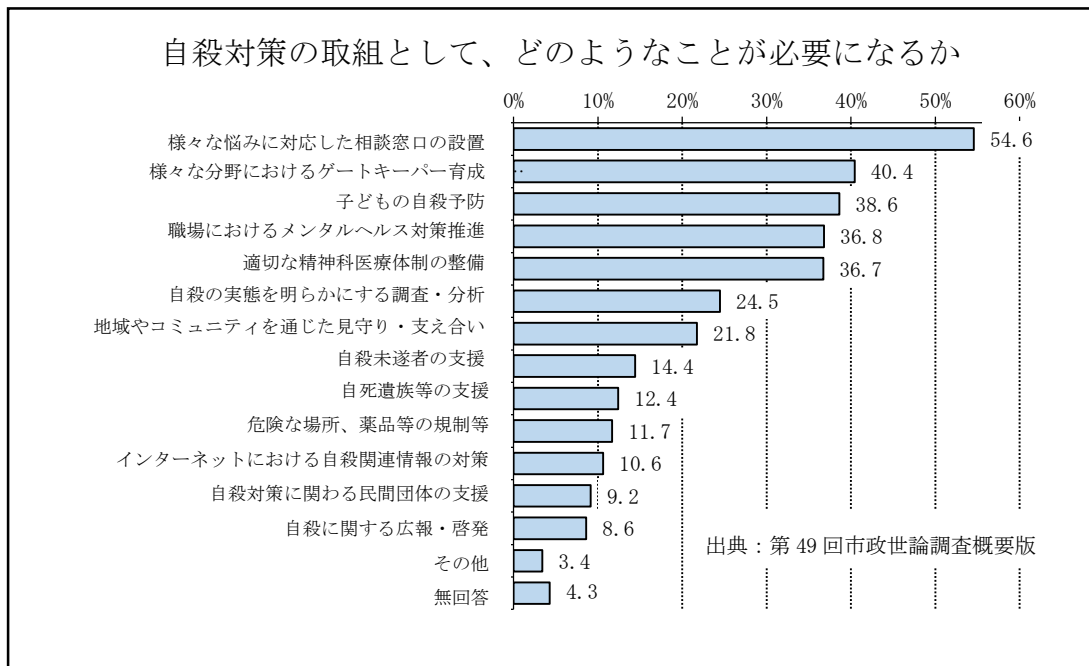
- (4) 身近な人から「死にたいほどつらい」と打ち明けられたときの対応について (n=1103)

「ひたすら耳を傾けて聞く」(41.9%)が最も高く、4割を超えています。続いて、「(死にたいぐらい)つらいんだね」と共感を示す(19.3%)、「医師など専門家に相談した方がよいと提案する」(13.3%)の順となっています。



- (5) 自殺対策の取組として、どのようなことが必要になるか (n=1103：複数回答)

「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」(54.6%)が最も高く、5割半ばとなっています。続いて、「様々な分野におけるゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげ、見守る人)の養成」(40.4%)、「子どもの自殺予防」(38.6%)の順となっています。



### 3 市における特徴と支援が優先されるべき対象

大綱の改定に基づき、国は、都道府県及び市町村に「地域自殺実態プロファイル」を提供しました。これは、「自殺総合対策推進センター」（注2）が、警察庁自殺統計データ等を分析した自治体の自殺実態データであり、地域自殺対策計画策定等の参考資料として提供したものです。

地域自殺実態プロファイルでは、「重点パッケージ」として、地域において優先的に取り組むべき施策群や、市における自殺者数の上位の群・その背景にある自殺の危機経路が例示されています。「地域自殺実態プロファイル【2017】」では、以下のとおり市の自殺実態の分析結果が示されました。

#### 推奨される重点パッケージ

- 勤務・経営
- 高齢者
- 生活困窮者
- 無職者・失業者

※「推奨される重点パッケージ」は「地域の自殺の特徴」の上位の3区分の性・年代等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に選定されている。

※重点パッケージは「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」「高齢者」、「ハイリスク地」、「震災等被災地」、「自殺手段」の8分野から選定されている。

#### 地域自殺実態プロファイルにおける市の主な自殺の特徴

（特別集計（自殺日・住居地、H24～28 合計）合計 237 人（男性 183 人、女性 54 人）

上位5区分	自殺者数 5年計	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 40～59歳有職同居	24	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上無職同居	23	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3位:男性 40～59歳無職独居	20	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位:女性 60歳以上無職同居	19	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性 20～39歳有職独居	16	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

順位は自殺者数順とし、自殺者数が同数の場合は自殺率順とした。

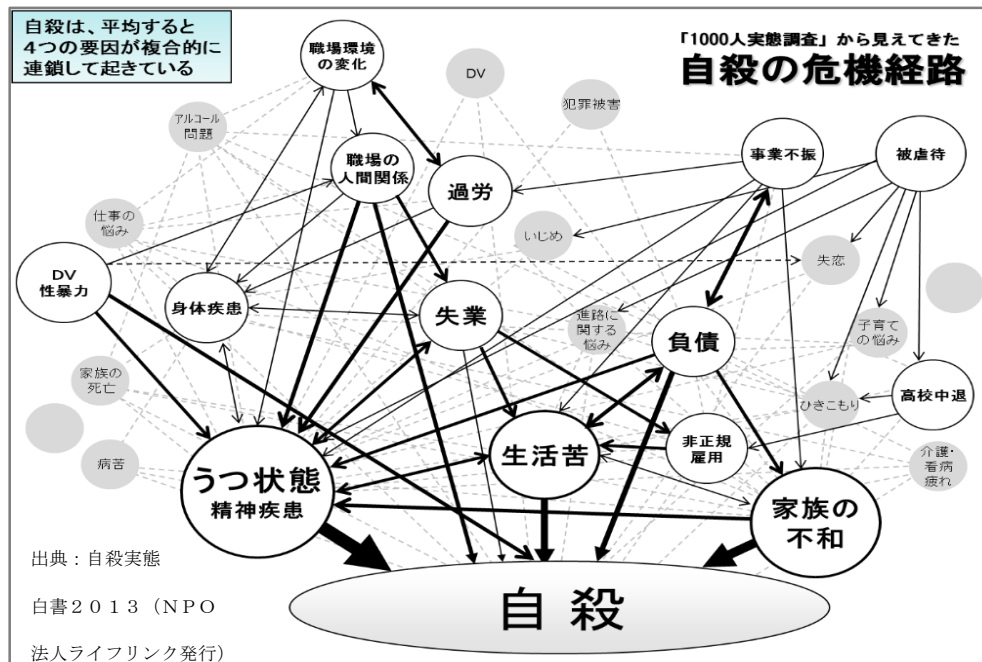
\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした

出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル【2017】

（注2）自殺総合対策推進センター：改正自殺対策基本法の新しい趣旨に基づき、地域の自殺対策を支援する厚生労働省が所管する専門機関

## 参考 「自殺の危機経路について」

NPO法人自殺対策支援センターライフリンク（以下「ライフリンク」(注3)といます。)が全国規模で実施した「1000人実態調査」の中で、下図のように性別、年代、職業等の属性によって、自殺するまでの危機経路(プロセス)にある一定の規則性があることが見えてきました。なお、下図は、前ページ「地域実態プロファイル」【2017】の市の主な特徴を示した表中の「背景にある主な自殺の危機経路」もこれを基に作成されています。



自殺の原因・動機は、様々な要因が複雑に絡み合っています。○印の大きさは、要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いことを示しています。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど因果関係が強いことを表現しています。

自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖していることが分かります。また、平均すると4つの要因が連鎖していることが分かっています。

(注3) NPO法人自殺対策支援センターライフリンク：自殺予防や自死遺族ケアなどの自殺対策を行っている団体や個人などに対して、活動促進のために必要な実態の調査や関連情報の提供などを行うことで、より効果的な自殺対策が行われるように支援する団体。また自らも自殺対策が行われるために積極的に情報提供や社会に対する提言を行うことで、誰しもが自殺の危機に陥ることなく平和的に暮らせる社会の実現に寄与する取組を行っている。

## 第3章

### 市における取組

市では、大綱における基本方針である次の5点を、市の「基本方針」とし、取組を推進していきます。

## 1 基本方針

---

### <基本方針1>

自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する

### <基本方針2>

関連する他の施策と連携させることで、総合的な対策として展開する

### <基本方針3>

対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動を図る

### <基本方針4>

自殺対策における実践的な取組と、自殺問題の啓発的な取組とを合わせて推進する

### <基本方針5>

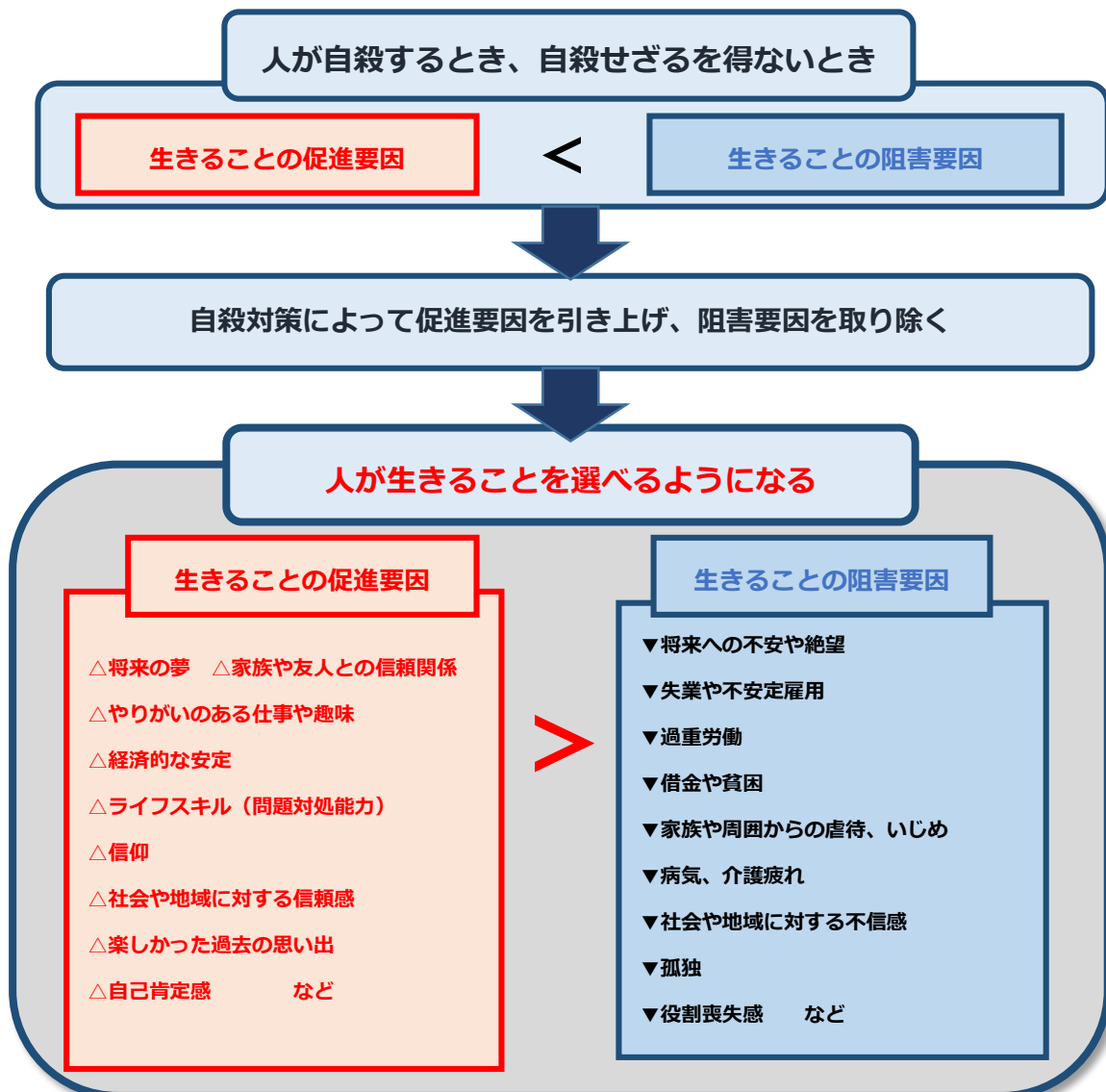
国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する



(1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する

個人においても社会においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります（下図参照）。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進します。



引用：自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク発行）

## (2) 関連する他の施策と連携させることで、総合的な対策として展開する

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い福祉や保健・医療等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めます。

## (3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動を図る

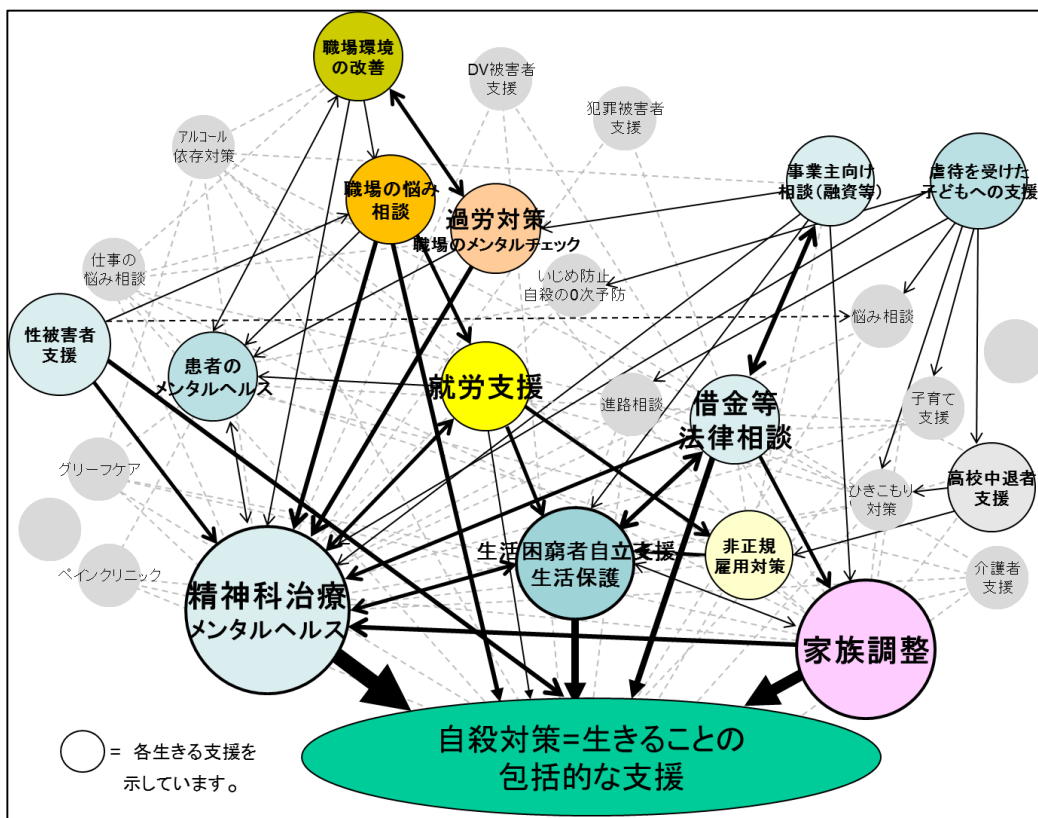
自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を強力に、かつ総合的に推進していくことが重要です。また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険度が低い段階における啓発等の一次予防（事前対応）と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する二次予防（危機対応）、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における三次予防（事後対応）という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において対策を講じます。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

参考 「自殺対策における様々な対策の連携の重要性について」

ライフリンクによる「自殺実態 1000 人調査」によると、亡くなる前に、行政や医療等の専門機関に相談していた人は 70%に上り、亡くなる 1 か月以内に限っても 48%が専門機関に相談していたことが分かりました。それぞれの要因に対しては、既に様々な対策が行われていても、その領域にとどまれていることが指摘されています。自殺には平均 4 つの要因が複雑に絡みあっており、関係機関同士が有機的な連携をし、支援をしていくことが重要です。

P 17 に示した一つ一つの自殺の要因に対する支援が、下図の○印内の取組です。それらが「生きる支援」であり、細やかに連携することで「生きることの包括的な支援」(=自殺対策)が推進されます。



引用：自殺実態白書 2013  
(NPO 法人ライフリンク 発行)

**(4) 自殺対策における実践的な取組と、自殺問題の啓発的な取組とを合わせて推進する**

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は周囲の人には理解されにくいのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発する必要があります。

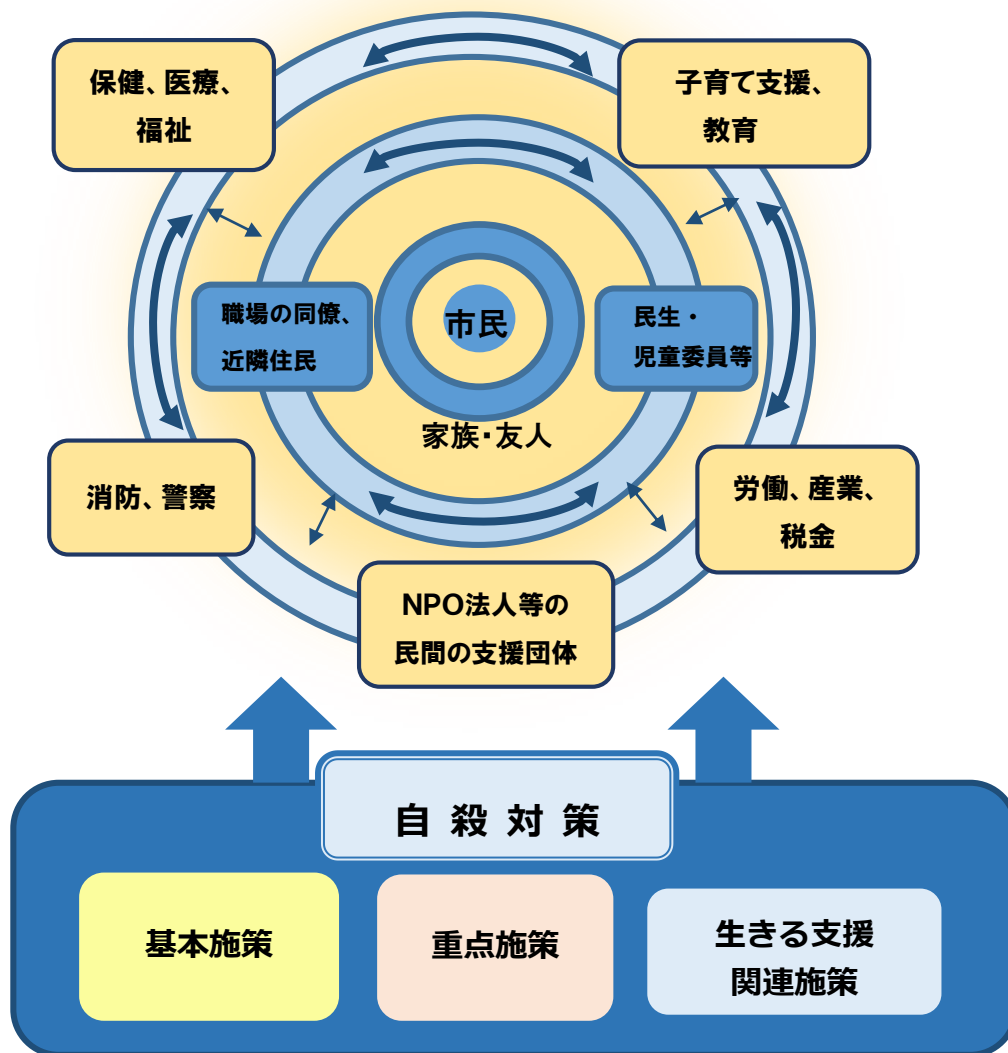
自殺を考える人たちを見守っていけるような地域社会を築くには、あらゆる市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

**(5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する**

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市だけでなく、国や都、他の市町村、関係団体、民間団体、企業及び市民一人一人が役割を認識し、できる取組を行い、連携・協働することで、自殺対策を推進します。

# 目指す姿：こころといのちを支えあうまち

- ◎ 関係機関同士の連携と切れ目のない支援
- ◎ いつでも支援につながる地域づくり

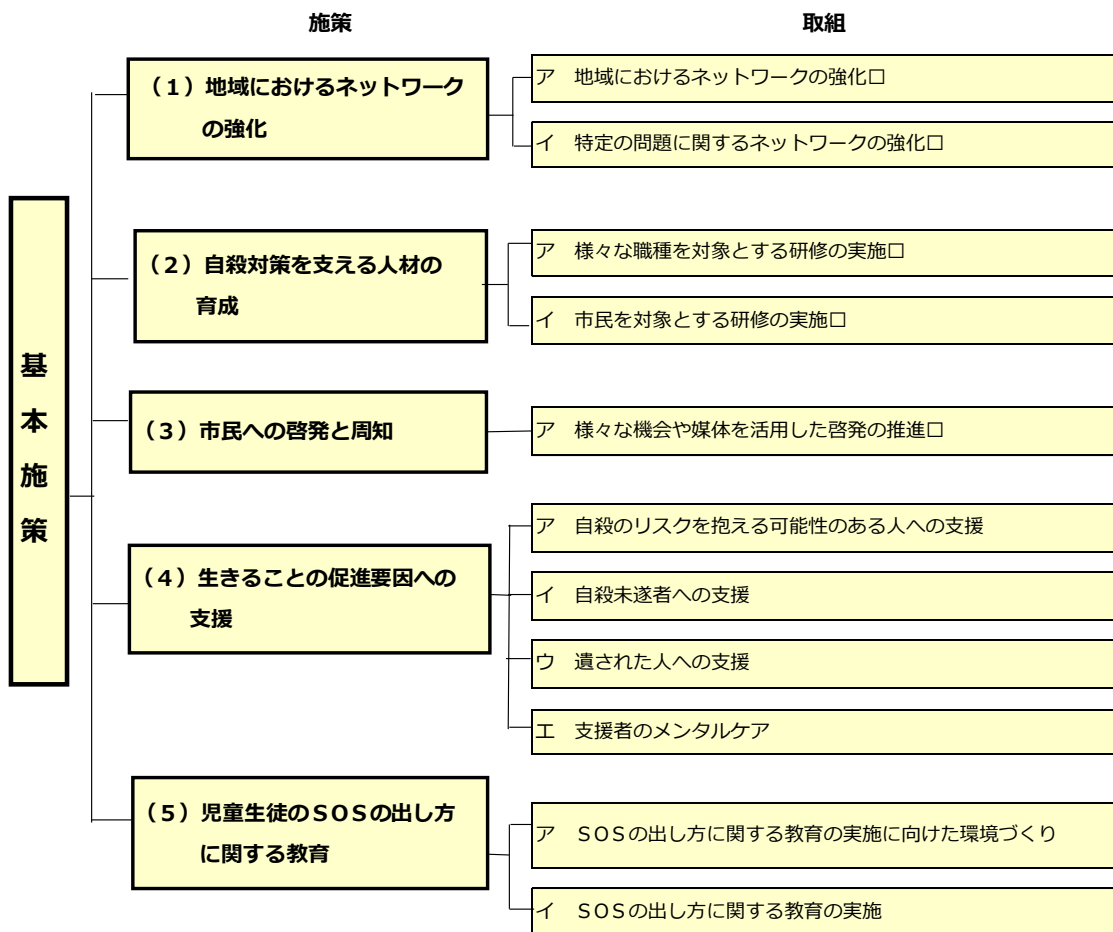


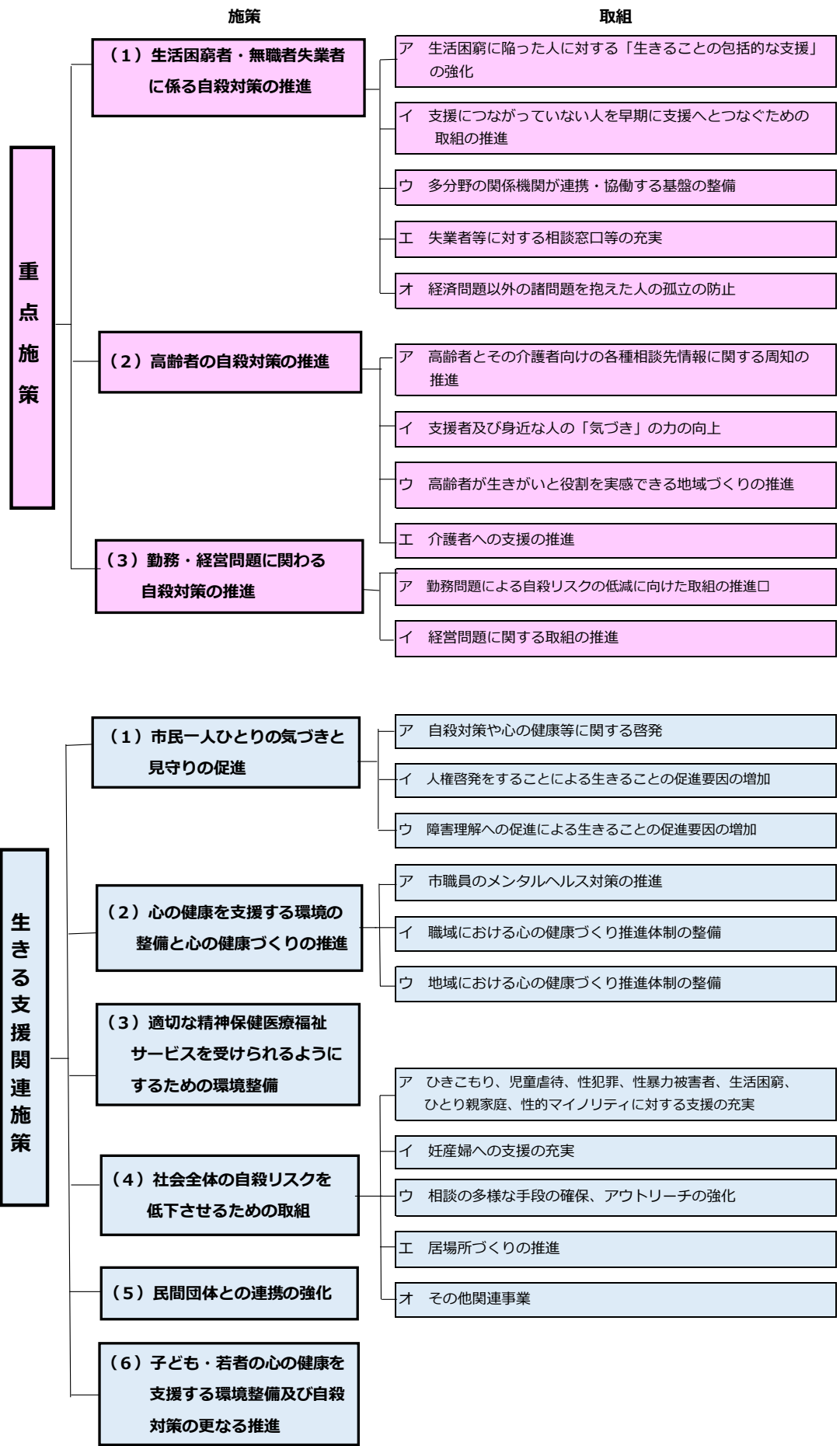
## 2 施策体系

市における自殺対策は、大きく3つの施策群で構成されています。

全国的に実施されることが望ましいとされている施策群である「基本施策」と、地域の特性に応じた対策を選別した施策群である「重点施策」、既に実施している様々な事業のうち、自殺対策と連携し、生きることの促進要因を増やすことにつながる施策群である「生きる支援関連施策」です。

### 施策の体系図





### 3 基本施策

---

#### (1) 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で、相談者を各種相談内容に応じた専門機関に確実につなげるため、地域におけるネットワークの強化を図ることが取組の基盤となります。さらに、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組む必要があります。これらを実現するため、本計画推進のための事業や事例の検討、情報共有を図り、全庁的な連携体制の構築や各種会議などを構成する関係団体との連携強化が重要です。その中で、様々な社会資源同士のつながりを持つことで形成されるネットワークの構築により、自殺対策における早期の支援が行われる体制を目指します。

また、生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）につながるような問題の解決を目指して実施している庁内の会議が推進されることも自殺対策推進につながります。さらに、それらの会議体が自殺対策の一翼を担っていることが認識されるよう、必要に応じて市の自殺の実態や取組等に関する情報提供を行うなどして、地域で展開されているネットワークと自殺対策との連携強化を目指します。

#### ア 地域におけるネットワークの強化

- (ア) 自殺対策事業関係課長会議  
自殺総合対策計画の推進に向けた庁内関係課管理職対象の会議
- (イ) 自殺対策関係者連絡会  
庁内ネットワークの強化を目的とした連絡会
- (ウ) 自殺対策関係者連絡会事例検討会  
自殺対策関係者連絡会の構成員で事例検討を実施

#### イ 特定の問題に関するネットワークの強化

- (ア) DVに関する連携会議
- (イ) 地域福祉連絡会
- (ウ) 困窮者支援連絡会「つながり Plus」
- (エ) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会
- (オ) 障害者等地域自立支援協議会
- (カ) 要保護児童対策地域協議会
- (キ) 困窮者支援連絡会「つながり Plus」部会  
子どもの貧困対策等の情報共有及び検討を目的とした連絡会
- (ク) ひきこもり等の若者自立支援事業に係わる庁内関係課連絡会  
(類似事業に変更する場合あり)



## (2) 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能します。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。市では自殺対策の推進に当たり、様々な専門家や関係者だけでなく、市民に対しても研修等を開催します。それらを通じ、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成し、市民からのSOSにいち早く気づき、相談機関につなげられる人材を増やし、対策の推進や地域における見守り体制の強化を目指します。

### ア 様々な職種を対象とする研修の実施

- (ア) ゲートキーパー（注4）養成講座  
（全職員対象）
- (イ) ゲートキーパー養成講座  
（専門職対象）  
高齢者・障害者・勤労者・児童生徒（若年層）の支援に携わっている専門職に実施
- (ロ) ゲートキーパー養成講座  
（教職員対象）



【平成29年度ゲートキーパー養成講座】  
（全職員対象）

### イ 市民を対象とする研修の実施

- (ア) ゲートキーパー養成講座  
（市民対象）
- (イ) ふちゅうカレッジ出前講座  
「あなたもゲートキーパー宣言」

(注4) ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

## (3) 基本施策3 市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して、相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援とつながることができません。そのため、市民との様々な接点をいかして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策の取組や、地域の見守りの必要性について理解を深められるよう、講演会等を開催します。さらに、9月・3月の自殺対策強化月間には地域の広報媒体や図書館等の施設と連携

し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図っていきます。

市民への啓発や周知を広く実施することにより、必要な時に市民が相談につながりやすくなり、自殺対策について地域全体で理解が深まることを目指します。

## ア 様々な機会や媒体を活用した啓発の推進

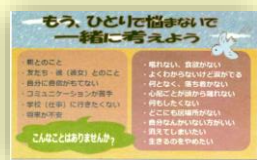
- (ア) リーフレット等啓発品の作成と周知
- (イ) 市民向けの講演会やイベント等の開催
- (ウ) 各種メディア媒体を活用した啓発活動
- (エ) 地域と連携した情報の発信



【中央図書館での啓発風景】



【市民向けリーフレット】



【若年者向け相談カード】



【NPO 法人東京多摩いのちの電話  
相談カードの配布】

## コラム：認定 NPO 法人 東京多摩いのちの電話の活動

国内外で活動している「いのちの電話」は、誰にも相談できず悩み、苦しんでいる人たちが、電話で話すことにより、再び生きる勇気を見出していかれるよう、よき隣人であることを願いながら活動している団体です。多摩地域を拠点とする「東京多摩いのちの電話」でも、年中無休で無料の電話相談をしています。市では、団体の相談カードを市役所本庁舎内や保健センターに配架し、活動の周知に協力しています。

参考：認定 NPO 法人東京多摩いのちの電話ホームページから

#### (4) 基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、居場所づくりや自殺未遂者や既遂者の家族への支援を通じ、「生きるための促進要因」を増やす取組を行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえ市では、「生きることの促進要因」の強化につながり得る様々な取組を進めます。

##### ア 自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援（居場所活動含む）

- (ア) 高齢者が集える機会の提供
- (イ) 適切な介護サービス等の利用に関する支援
- (ウ) 精神障害者とその家族に対する支援
- (エ) 子ども家庭支援センターの運営
- (オ) 子育て世帯に対する支援

##### イ 自殺未遂者への支援

事例に直接関わる機関同士が事例共有をすることで、自殺未遂者の心理的な状況を関係者が理解し、継続的な支援が行われ、かつ、庁内及び関係機関との連携体制が強化されることを目指します。

また、都及び市が作成しているリーフレットを消防・警察等の関係機関が活用することで、タイムリーに地域につながり、自殺未遂・再企図に至らず生活できる市民が増えることも併せて目指します。

- (ア) 自殺対策関係者連絡会分科会  
庁内の未遂者支援の体制を構築するため、未遂・既遂事例に直接関わる機関で事例を共有し、支援について検討する。
- (イ) 医療機関や警察との連携促進  
救急医療機関や市内医療機関、警察に対し、都や市で作成している相談機関のリーフレットを配布する。

##### ウ 遺された人への支援

各相談先の情報や相談会の開催等、自殺対策の関連情報を、市のホームページや広報紙等に掲載することで、自死遺族（注5）への情報周知を進めます。また、死亡届提出時や警察署等、様々な場面において遺族がタイムリーに必要な情報や相談先を知ることができるよう、都や市のリーフレットの配布方法を工夫します。

さらに、自死遺族の精神的・社会的な状況について関係者が学び、理解

を深めることで、相手の立場に立った支援につながることを目指します。

- (7) 自死遺族について理解を深めるための研修会の開催  
職員、関係機関を対象にした自死遺族の研修会を開催する。
- (8) 自死遺族への情報周知  
各種相談先の情報や自殺対策の関連情報をホームページ等に掲載する。また、死亡届の際にリーフレットを配布する。
- (9) 警察との連携推進  
必要な人にリーフレットを配布する。
- (10) 自死遺族支援グループへの支援  
グループと連携し、遺族への支援を推進する。

(注5) 自死・自殺の表現について：本計画では、NPO法人全国自死遺族総合支援センターが作成した「自死・自殺」の表現に関するガイドラインを参考に、行為を表現するときは「自殺」を使い、遺族や遺児に関する表現は「自死」を使っています。

### コラム：市内で活動している自死遺族の会について

家族など大切な人を自死で亡くした人が同じ立場の人達と集まって、安心して話せる場を作っています。

それぞれの体験やありのままの気持ちを語り合うことで、穏やかな日常が送れるようになることを目指して活動しています。

### コラム：特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター 〈グリーフサポートリンク〉の活動

自死・自殺で大切な人を亡くした人が、偏見にさらされることなく悲しみと向き合い、必要かつ適切な支援を受けながら、その人らしい生き方を再構築できるように、総合的な遺族支援の拡充をはかり、もって誰にとっても生き心地のよい社会の実現に寄与することを目的として設立されました。遺族の声に耳を傾け、当事者である遺族自身も、専門職も、ボランティアも、行政からも、民間からも、立場や分野を超えて力を出し合っていこうと行動しています。

出典：特定非営利活動法人 全国自死遺族総合支援センター ホームページから

## エ 支援者のメンタルケア

市では、職員課で行っている健康相談やメンタルヘルス相談の実施、ストレスチェックや健康診断結果に基づく各種指導を通じて、市職員の内面における健康の維持増進を図ります。また、相談業務を担う人材に対するメンタルケア、自殺未遂や既遂を含む困難事例に対応する支援者のメンタルケアについて職場全体で取り組むほか、その必要性について管理職向けの会議やゲートキーパー養成講座にて周知を図ります。

- (ア) 管理職向け会議
- (イ) ゲートキーパー養成講座(全職員対象)

## (5) 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が今後様々な問題に直面した際に、対処法を身に付けることができるよう、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を実施することが、新学習指導要領（平成29年3月告示）に定められました。また、都や国と比較すると、市では、男女ともに比較的若い世代に自殺者が多い傾向があることから、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進していくことが必要です。

### ア SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくり

SOSの出し方に関する教育の内容に関する検討とプログラム策定を教育委員会と保健部門で協力し、実施します。

さらに、問題を抱えている児童生徒が安心して悩みを打ち明けることができるよう、学校の教育相談体制を整えます。その中で、児童生徒が発するSOSに気づいた場合には、学校内外の関係機関と連携し、早期に支援が開始されるような体制を整えます。

### イ SOSの出し方に関する教育の実施

全小中学校にて、年1回以上SOSの出し方に関する教育を実施します。

なお、チームティーチング方式で実施する場合には、絵本の読みきかせボランティアと協働し、SOSの出し方に関する教育を実施することで地域の連携を深めることを目指します。

## 4 重点施策

市では、平成23年から平成29年までの7年間で、314人（男性229人、女性85人）が自殺で亡くなっています。自殺者の年齢は、働く世代である40歳から59歳までが最も多く、36.3%を占め、60歳以上が28%を占めています。原因別では、「経済・生活問題」を理由とするものが8.9%、「勤務問題」が6.7%、職業別では、「無職者（主婦・年金・雇用保険等生活者を除く）・失業者」が38.9%となっており、自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル【2017】」において、市における今後重点的に取り組むべき課題として「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」及び「勤務・経営」に係る自殺への取組が指摘されました。

こうした状況を踏まえ、市では、「生活困窮者・無職者・失業者」、「高齢者」及び「勤務・経営」に係る自殺への取組を重点的に進めていきます。

### (1) 重点施策1 生活困窮者・無職者失業者に係る自殺対策の推進

自殺の要因は様々であり、平均4つの要因が連鎖する中で起こるといわれていますが、生活苦、負債、失業といったものも主たる要因として挙げられています。国は、平成28年7月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を地方公共団体に通知しました。その中で、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している」ことを踏まえ、自殺の防止に当たっては、「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」とし、そうした取組の実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。

また、第4回社会保障審議会生活保護基準部会（平成23年）において、生活保護受給者は、自殺死亡率や精神疾患を有する者の割合が全国平均より高いとされていることから、生活困窮者や生活保護受給者の自殺リスクは深刻であるといえます。生活困窮者や生活保護受給者に対しては、経済的な支援だけでなく、就労や心身面での疾患への治療等、医療や保健等の様々な関係者が協働し、包括的に支援を行っていく必要があります。

加えて、一般的に無職者・失業者は自殺のリスクが高い傾向があるとされており、市においても自殺者に占める割合が高い傾向があるため、総合的な支援を進めていく必要があります。

これらのことを踏まえ、市では他職種、他分野で支える当事者本位の支援体制を構築することを目指します。

**ア 生活困窮に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化**

- (ア) 生活支援及び自立支援の充実
- (イ) 経済的支援を必要とする世帯の児童生徒の就学・進学支援
- (ウ) 公営住宅に関する手続き時の様々な相談先を掲載したリーフレット等の配布

**イ 支援につながっていない人を早期に支援へつなぐための取組の推進**

- (ア) ゲートキーパー養成講座（滞納金の徴収等を担当する職員対象）
- (イ) ゲートキーパー養成講座（生活に困窮し問題を抱えている市民からの相談を直接受ける民生委員等を対象）
- (ウ) 公営住宅の管理を担当する公社との連携の推進

**ウ 多分野の関係機関が連携・協働する基盤の整備**

- (ア) 困窮者支援連絡会「つながり Plus」の推進
- (イ) 地域福祉を担う様々な分野の連携及び包括的な相談支援体制の整備

**エ 失業者等に対する相談窓口等の充実**

- (ア) ハローワーク・いきいきワーク府中でのリーフレット配布・就労相談の充実
- (イ) ハローワークと府中市との連携した支援の推進

**オ 経済問題以外の諸問題を抱えた人の孤立の防止**

- (ア) 生活困窮者や障害者等の就労に向けた支援や居場所・相談等の支援の推進

## (2) 重点施策 2 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、配偶者を始めとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や健康上の不安、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、自殺のリスクが高くなった状態で問題が把握される恐れもあります。

さらに、団塊世代の高齢化が今後進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者の家族や、ひきこもりの中高年の子を高齢者の親が面倒を見る「8050 問題」等、同居の家族も課題を抱えた世帯が増えることが予見されており、高齢者本人を対象とした取組のみならず、高齢者を支える家族等の介護者に対する支援も含めて、自殺対策の啓発と実践を共に強化していく必要があります。

具体的には、相談先の情報を高齢者や支援者に周知することや、イベント等でのゲートキーパー養成講座を通じて自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援へとつなげること等が挙げられます。また、高齢者とその介護者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。

### ア 高齢者とその介護者向けの各種相談先情報に関する周知の推進

- (ア) 相談先に関する情報等が掲載された啓発リーフレットの配布

### イ 支援者及び身近な人の「気づき」の力の向上

- (イ) ゲートキーパー養成講座  
(高齢者・介護者に係る関係機関の他、高齢者見守りネットワークの協力事業者、高齢者住宅管理人、市営住宅連絡員等対象)

### ウ 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

- (ウ) 地域貢献活動・地域参加の促進
- (イ) シニアクラブへの支援
- (ウ) 自主グループへの支援
- (エ) 生涯学習やスポーツ活動との連携
- (オ) 交流機会の確保と支援
- (カ) 地域支え合いのための情報提供・人材育成及び居場所づくりの支援
- (キ) 生活支援事業の推進
- (ク) 関係機関との連携による就業機会の拡大



## エ 介護者への支援の推進

- (ア) 福祉の総合相談体制の整備
- (イ) 地域での多様な相談体制の整備
- (ウ) 家族介護者教室の実施
- (エ) 家族介護者の交流支援
- (オ) ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進
- (カ) 緊急時のショートステイの確保



### (3) 重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

平成23年から平成29年までの7年間における市の自殺者数を見ると、自殺者数314人のうち、有職者の自殺は計104人（33.1%）となっています。有職者の自殺の背景が必ずしも勤務問題があるとは言いきれませんが、職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境の変化、退職や失業による生活困窮や多重債務、家庭内の不和等で最終的に自殺のリスクが高まるというケースが想定されます。また、ライフリンクの「自殺実態白書2013」によると、自営業者・自ら起業した人は、他と比べて、自殺に至るまでの年月が最も短いといわれています。

また、市内の事業所の8割以上は従業員が20名以下の小規模事業所ですが、そうした規模の事業所では、従業員のメンタルヘルス対策に遅れがあるという指摘もあります。これらのことから、勤務に関する悩みを抱えた人が、適切な相談・支援先につながるができるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底すると同時に、市内事業所において、自殺リスクを生まないような労働環境の整備が課題となっています。

近年、職場でのパワハラや長時間労働を一因とする自殺の発生等もあり、大綱でも、勤務問題による自殺対策の推進が当面の重点施策として、新たに追加されるなど、勤務問題に関わる自殺への対策は、国を挙げての重要課題となっています。

## ア 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた取組の推進

- (ア) 商工会議所会員や府中市勤労者福祉振興公社（いきいきワーク府中・ワークびあ府中）との連携  
ゲートキーパー養成講座の開催、相談先に関する周知の推進、メンタルヘルスチェックの推進等
- (イ) 自殺対策と職域におけるメンタルヘルス対策の連携推進  
労働者 50 人以上の事業所との連携の推進
- (ウ) 産業保健サービスの周知  
労働者 50 人未満の小規模事業所に対する地域産業保健センター（注 6）の周知
- (エ) 特定健康診査の機会を活用した働く世代への健康に関する意識づけに向けた環境整備
- (オ) 市のホームページの充実  
働く人のメンタルヘルスや勤務問題に関連する労働基準監督署やハローワーク等労働相談窓口に関する情報提供

## イ 経営問題に関する取組の推進

- (ア) 経営者に対する相談先の周知
- (イ) 中小企業主に対する健康経営（注 7）に関する情報の発信  
従業員の健康増進や健康管理を支援するワークびあ府中（中小企業勤労者の福利厚生事業）への加入の促進等

（注 6）地域産業保健センター：労働者 50 名未満の小規模事業場の事業主や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供している。事業所の所在地により対象地域としており、府中市内の事業所は北多摩地域産業保健センターの管轄となる。

（注 7）健康経営：従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。

## ～自殺対策に資する地域の様々な取組の紹介～



### コラム：社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターによる活動

福祉に関するあらゆる相談の窓口として、複合的な課題や制度の狭間の問題などの解決に向け、柔軟な活動を展開しています。

一人一人の生活課題を地域全体の問題として捉え、地域住民との協働により、個人を支えるための日常的（継続的）生活支援ができる地域づくりや、専門機関等との横断的ネットワークづくりを行うなど、地域力の向上の一助となっています。

### コラム：中小企業に勤める方を支援する府中市勤労者福祉振興公社の取組

中小企業に勤めている方が健康を維持し、豊かで充実した生活を送れるよう、健康管理や各種福利厚生、共済金給付事業等の様々な取組や、おおむね55歳以上の方向けの無料職業紹介・相談事業等就業に関する支援を行っています。

### コラム：医療機関の取組

外来通院・入院している方の病気に伴って生じる医療費や生活費、福祉制度の利用、仕事・学校の相談など、生活上の様々な問題についてソーシャルワーカーが相談を受け、地域の関係機関との連携を図っています。

## 5 各施策の一覧

### <一覧について>

- ・この一覧は市で実施している事業についてまとめたものです。
- ・表中の事業名は基本的に事務事業名で表記しています。
- ・★印は具体的な取組、◆印は自殺対策に関連する計画の推進を示しています。

### <各段階について>

#### 一次：一次予防(事前対応)

社会全体で自殺を予防するため、自殺防止のための環境整備や自殺予防のための情報提供・普及啓発の取組

#### 二次：二次予防(危機対応)

自殺の兆しを早期に発見するため、相談・支援の充実による自殺の予防や対象等に応じた取組

#### 三次：三次予防(事後対応)




自殺企図を二度と繰り返さないため、自殺未遂者や遺族へのケアと支援の充実




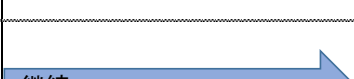

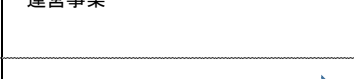
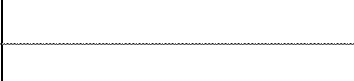
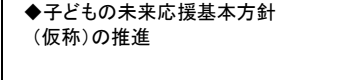
## 基本施策

■■■全国的に実施されることが望ましいとされている施策群■■■




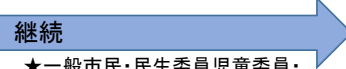

### (1) 基本施策 1

#### 地域におけるネットワークの強化

施策	各段階			取組 【課名】	平成 31年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度 ～
	一次	二次	三次						
ア 地域における ネットワークの 強化		○		(ア) 自殺対策事業関係課長会議 【健康推進課】	 ★自殺総合対策計画の推進に向けた庁内関係課管理職対象の会議				
		○		(イ) 自殺対策関係者連絡会 【健康推進課】	 ★庁内ネットワークの強化を目的とした連絡会				
		○		(ウ) 自殺対策関係者連絡会 事例検討会 【健康推進課】	 ★自殺対策関係者連絡会の構成員で事例検討を実施				

施 策	各段階			取組 【課名】	平成 31年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度 ～
	一次	二次	三次						
イ 特定の問題に関するネットワークの強化		○		(ア) DVに関する連携会議 【地域コミュニティ課】	継続 				
			○	(イ) 地域福祉連絡会 【地域福祉推進課】 【高齢者支援課】	継続 				
			○	(ウ) 困窮者支援連絡会 「つながりPlus」 【生活援護課】	継続 				
			○	(エ) 高齢者保健福祉計画・介護保 険事業計画推進等協議会 【高齢者支援課】 【介護保険課】	継続 				
			○	(オ) 障害者等地域自立支援協議会 【障害者福祉課】	継続 				
			○	(カ) 要保護児童対策地域協議会 【子育て支援課】	継続 				
			○	(キ) 困窮者支援連絡会 「つながりPlus」部会 子どもの貧困対策等の情報 共有及び検討を目的とした 連絡会 【子育て支援課】	継続  ◆子どもの未来応援基本方針 (仮称)の推進				
			○	(ク) ひきこもり等の若者自立支援 事業に係わる庁内関係課 連絡会（類似事業に変更する 場合あり） 【児童青少年課】	継続  子ども・若者総合相談事業				


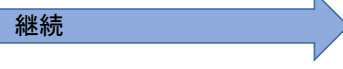
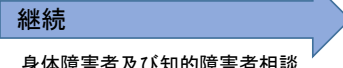
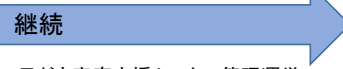

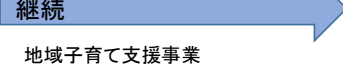
(2) 基本施策2  
自殺対策を支える人材の育成








施策	各段階			取組 【課名】	平成 31年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度 ～
	一次	二次	三次						
ア 様々な職種を 対象とする研修 の実施		○		(ア) ゲートキーパー養成講座 (全職員対象) 【職員課】 【健康推進課】	継続 				
		○		(イ) ゲートキーパー養成講座 (専門職対象) 【健康推進課】	継続  ★高齢者・障害者・勤労者・ 児童生徒(若年層)等の支援 に携わっている専門職に実施				
		○		(ウ) ゲートキーパー養成講座 (教職員対象) 【健康推進課】 【指導室】	継続 				
イ 市民を対象とする 研修の実施		○	(ア) ゲートキーパー養成講座 (市民対象) 【健康推進課・各課】	継続  ★一般市民・民生委員児童委員・ 各課で把握する健康ボランティア 等に実施					
		○	(イ) ふちゅうカレッジ出前講座 「あなたもゲートキーパー 宣言」 【健康推進課】	継続 					

(3) 基本施策3  
市民への啓発と周知

施策	各段階			取組 【課名】	平成 31年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度 ～
	一次	二次	三次						
ア 様々な機会や媒体 を活用した啓発の 推進		○	(ア) リーフレット等の啓発品の 作成と周知  【協働推進課】 【地域コミュニティ課】 【図書館】 【健康推進課】	一部拡充  9月3月の自殺対策強化月間 での周知 ★市民活動支援センターでの展示 ★女性センターでの啓発展示 ★図書館での特設展示 ★ホームページの拡充 ★リーフレットの配布  中央図書館運営事業					
		○	(イ) 市民向けの講演会や イベント等の開催 【健康推進課】	継続  ★こころの健康講座など					
		○	(ウ) 各種メディア媒体を活用した 啓発活動 【健康推進課】	継続 					
		○	(エ) 地域と連携した情報の発信 【健康推進課】	新規 					


(4) 基本施策4  
 生きることの促進要因への支援

施策	各段階			取組 【課名】	平成 31年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度 ～
	一次	二次	三次						
ア 自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援(居場所活動含む)	○	○		(ア) 高齢者が集える機会の提供 【高齢者支援課】	継続  高齢者地域支え合い推進事業 シニアクラブ補助事業				
	○	○		(イ) 適切な介護サービス等の利用支援 【介護保険課】	継続  介護認定審査事業 在宅高齢者介護支援事業 在宅高齢者生活支援事業				
	○	○		(ウ) 精神障害者とその家族に対する支援 【障害者福祉課】	継続  身体障害者及び知的障害者相談員事業 障害者相談支援事業 障害相談事務				
	○	○		(エ) 子ども家庭支援センターの運営 【子育て支援課】	継続  子ども家庭支援センター管理運営事業				
	○	○		(オ) 子育て世帯に対する支援 【子育て支援課】	継続  子どもと家庭の総合相談事業 子ども家庭サービス事業 ファミリー・サポート・センター事業 育児不安解消事業 子育てひろば事業				
	○	○		【保育支援課】	継続  地域子育て支援事業 一時預かり事業 定期利用保育事業 病児保育事業				

施策	各段階			取組 【課名】	平成 31年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度 ～
	一次	二次	三次						
イ 自殺未遂者への 支援			○	(ア) 自殺対策関係者連絡会 分科会 【健康推進課】	継続 				
			○	(イ) 医療機関や警察との 連携促進 【健康推進課】	新規 				
ウ 遺された人への 支援			○	(ア) 自死遺族について理解を 深めるための研修会の開催 【健康推進課】	新規 				
			○	(イ) 自死遺族への情報周知 【健康推進課】	新規 				
			○	(ウ) 警察との連携推進 【健康推進課】	新規 				
			○	(エ) 自死遺族支援グループへの 支援 【健康推進課】	新規 				
エ 支援者の メンタルケア		○	○	市職員・支援者への支援 【職員課】	継続 				



(5) 基本施策5  
児童生徒のSOSの出し方に関する教育



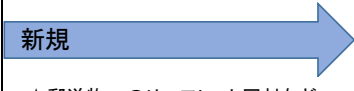
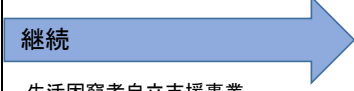

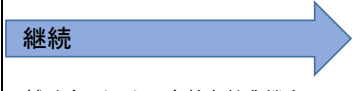
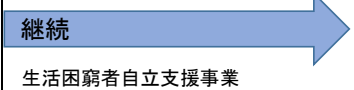
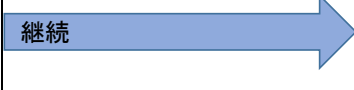
施策	各段階			取組 【課名】	平成 31年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度 ～
	一次	二次	三次						
ア 児童生徒のSOS の出し方に関する 教育	○	○		(ア) SOSの出し方に関する教育 の実施に向けた環境づくり 【健康推進課】	継続 				
	○	○		(イ) SOSの出し方に関する教育 の実施 【指導室】	継続 				

## 重点施策

■■■地域の特性に応じた対策を選別した施策群■■■

### (1) 重点施策1 生活困窮者・無職者失業者に係る自殺対策の推進

施 策	各段階			取組 【課名】	平成 31年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度 ～
	一次	二次	三次		→				
ア 生活困窮に陥った 人に対する「生き ることの包括的な 支援」の強化		○		(ア) 生活支援及び自立支援の充実	継続 →				
		○		【保険年金課】	後期高齢者医療制度窓口相談事務				
		○		【納税課】	市税徴収事務				
		○		【生活援護課】	生活困窮者自立支援事業 生活保護受給者自立支援事業 生活保護費扶助事業				
		○		【介護保険課】	低所得者負担軽減事業				
		○		【障害者福祉課】	障害者手当等支給事業				
			○	(イ) 経済的支援を必要とする世帯 の児童生徒の就学・進学 の支援	継続 →				
			○	【地域福祉推進課】	チャレンジ支援貸付相談事業				
			○	【生活援護課】	生活困窮者自立支援事業				
			○	【教育総務課】	教育関連資金支援事業				
			○	【学務保健課】	就学援助事業 学校給食費徴収事業				
	○	○		(ウ) 公営住宅に関する手続き時の リーフレット配布	新規 →				
				【住宅勤労課】	市営住宅管理運営事業				

施策	各段階			取組 【課名】	平成 31年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度 ～
	一次	二次	三次						
イ 支援につながっていない人を、早期に支援へつなぐための取組の推進		○		(ア) ゲートキーパー養成講座 (滞納金の徴収等を担当する職員等を対象) 【保険年金課】 【納税課】 【健康推進課】	新規 				
		○		(イ) ゲートキーパー養成講座 (生活に困窮し問題を抱えている市民からの相談を直接受ける民生委員等を対象) 【地域福祉推進課】 【健康推進課】	拡充 				
	○			(ウ) 公営住宅の管理を担当する公社との連携を推進 【健康推進課】	新規  ★郵送物へのリーフレット同封など				
ウ 多分野の関係機関が連携・協働する基盤の整備		○		(ア) 困窮者支援連絡会 「つながりPlus」の推進 【生活援護課】	継続  生活困窮者自立支援事業				
		○		(イ) 地域福祉を担う様々な分野の連携及び包括的な相談支援体制の整備	拡充 				
エ 失業者等に対する相談窓口等の充実	○			(ア) ハローワーク・いきいきワーク府中でのリーフレット配布・就業相談 【住宅勤労課】 【健康推進課】	継続  補助金 はつらつ高齢者就業機会創出支援事業費				
	○			(イ) ハローワークとの連携した支援の推進 【生活援護課】	継続  生活困窮者自立支援事業				
オ 経済問題以外の諸問題を抱えた人の孤立の防止		○		(ア) 生活困窮者や障害者等の就労に向けた支援や居場所・相談等の支援の推進 【生活援護課】	継続  生活困窮者自立支援事業 生活保護受給者支援事業				
		○		【障害者福祉課】	障害者就労支援事業 地域生活支援事業				





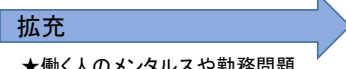


(2) 重点施策2  
高齢者の自殺対策の推進

施策	各段階			取組 【課名】	平成 31年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度 ～
	一次	二次	三次						
ア 高齢者とその介護者向けの各種相談先情報に関する周知の推進	○			(ア) 相談先の周知 (啓発リーフレットの配布) 【高齢者支援課】	継続				
イ 支援者及び身近な人の「気づき」の力の向上		○		(ア) ゲートキーパー養成講座 (高齢者・介護者に係る関係機関等を対象) 【健康推進課】	拡充 ★高齢者・介護者に係る関係機関の他、高齢者見守りネットワークの協力事業者、高齢者住宅管理人、市営住宅連絡員等に実施				
ウ 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進	○			(ア) 地域貢献活動・地域参加の促進 【協働推進課】	継続				
	○			(イ) シニアクラブへの支援 【高齢者支援課】	継続				
	○			(ウ) 自主グループへの支援 【高齢者支援課】	継続				
	○			(エ) 生涯学習やスポーツ活動との連携 【文化生涯学習課】 【スポーツ振興課】	継続				
	○			(オ) 交流機会の確保と支援 【地域安全対策課】 【高齢者支援課】	継続				
	○			(カ) 地域支え合いのための情報提供・人材育成及び居場所づくりの支援 【協働推進課】 【地域福祉推進課】 【高齢者支援課】	継続				
	○			(キ) 生活支援事業の推進 【地域福祉推進課】 【高齢者支援課】	継続				
	○			(ク) 関係機関との連携による就業機会の拡大 【住宅勤労課】 【高齢者支援課】	継続				

◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

施 策	各段階			取組 【課名】	平成 31年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度 ～
	一次	二次	三次						
エ 介護者への支援の 推進		○		(ア) 福祉の総合相談体制の整備 【高齢者支援課】	◆ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進	継続			
		○		(イ) 地域での多様な相談体制の整備 【高齢者支援課】		継続			
		○		(ウ) 家族介護者教室の実施 【高齢者支援課】		継続			
		○		(エ) 家族介護者の交流支援 【高齢者支援課】		継続			
		○		(オ) ワークライフバランスの推進 【地域コミュニティ課】		継続			
		○		(カ) 緊急時のショートステイの確保 【高齢者支援課】		継続			

(3) 重点施策3  
勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

施策	各段階			取組 【課名】	平成 31年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度 ～
	一次	二次	三次						
ア 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた取組の推進	○	○		(ア) 商工会議所・勤労者福祉振興 公社との連携推進 【健康推進課】	新規 				
	○			(イ) 自殺対策と職域における メンタルヘルス対策の 連携推進 【健康推進課】	新規 				
	○			(ウ) 産業保健サービスの周知 【健康推進課】	新規 				
	○			(エ) 特定健康診査受診の機会を 活用した健康への意識づけに 向けた環境整備 【健康推進課】	新規 				
	○			(オ) 市のホームページの充実 【健康推進課】	拡充 				
イ 経営問題に関する取組の推進	○	○		(ア) 経営者に対する相談先の周知 【経済観光課】	継続 				
	○			(イ) 中小企業主に対する健康経営 に関する情報の発信 【住宅勤労課】	継続 				

# 生きる支援関連施策

■■■ 生きることの促進要因を増やすことにつながる施策群 ■■■

既に市で行われている様々な事業を、自殺対策と連携して推進するために、  
取組の内容ごとに分類した施策群

連番	各段階			関連事業	担当課
	一次	二次	三次		
<b>(1) 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進</b>					
<b>ア 自殺対策や心の健康等に関する啓発</b>					
1	<input type="radio"/>			地区図書館運営事業	図書館
<b>イ 人権啓発をすることによる生きることの促進要因の増加</b>					
2	<input type="radio"/>			人権施策推進事務	政策課
3	<input type="radio"/>			人権啓発事業	広報課
4	<input type="radio"/>			女性人権推進事業	地域コミュニティ課
<b>ウ 障害理解への促進による生きることの促進要因の増加</b>					
5	<input type="radio"/>			障害者地域交流促進事業	障害者福祉課
6	<input type="radio"/>			障害者奉仕者養成事業	
<b>(2) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進</b>					
<b>ア 市職員のメンタルヘルス対策の推進</b>					
7	<input type="radio"/>			職員福利厚生事務	職員課
8	<input type="radio"/>			職員の健康管理事務	
<b>イ 職域における心の健康づくり推進体制の整備</b>					
9	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		補助金 勤労者福祉振興公社運営費	住宅勤労課
10	<input type="radio"/>			中小企業経営安定化推進事業	経済観光課
<b>ウ 地域における心の健康づくり推進体制の整備</b>					
11	<input type="radio"/>			保健計画評価・推進事業	健康推進課
<b>(3) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにするための環境整備</b>					
12	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		障害相談事務	障害者福祉課
13	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		障害者相談支援事業	
<b>(4) 社会全体の自殺リスクを低下させるための取組</b>					
<b>ア ひきこもり、児童虐待、性犯罪、性暴力被害者、生活困窮、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実</b>					
14		<input type="radio"/>		総合窓口事務	総合窓口課
15		<input type="radio"/>		生活困窮者自立支援事業	生活援護課
16		<input type="radio"/>		児童虐待防止事業	子育て支援課
17		<input type="radio"/>		母子・父子及び女性相談事業	

# 生きる支援関連施策

連番	各段階			関連事業	担当課
	一次	二次	三次		
<b>イ 妊産婦への支援の充実</b>					
18		○		母子健康づくり事業	健康推進課
19		○		妊産婦育児教室事業	
<b>ウ 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化</b>					
20	○	○		市民相談事業	広報課
21	○			年金窓口相談事務	保険年金課
22	○			国民健康保険保健事業事務	
23		○		国民健康保険運営事務	
24		○		後期高齢者健康診査事業	
25		○		後期高齢者医療制度窓口相談事務	
26		○		後期高齢者葬祭事業	
27		○		補助金 はつらつ高齢者就業機会創出支援事業費	住宅勤労課
28	○	○		消費者相談・啓発事業	経済観光課
29	○	○		地域福祉コーディネーター事業	地域福祉推進課
30	○	○		社会福祉委員活動支援事業	
31	○	○		民生委員活動支援事業	
32	○	○		権利擁護センター事業	
33	○	○		福祉サービス利用者総合支援事業	
34	○	○		中国残留邦人支援事業	
35		○		地域包括ケア事業	高齢者支援課
36	○			認知症対策事業	
37		○		自立支援給付等事業	障害者福祉課
38		○		地域生活支援事業	
39		○		身体障害者及び知的障害者相談員事業	
40		○		障害者相談支援事業	
41		○		障害相談事務	
42		○		障害者就労支援事業	
43		○		障害者作業委託事業	
44		○		障害者福祉団体財政支援事業	
45	○	○		健康管理支援事業	



# 生きる支援関連施策

連番	各段階			関連事業	担当課
	一次	二次	三次		
46	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		育児不安解消事業	子育て支援課
47	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		子育てひろば活動事業	
48	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		子どもと家庭の相談の総合相談事業	
49	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		子ども家庭支援センター管理運営事業	
50	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		子ども家庭サービス事業	
51	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		ファミリー・サポート・センター事業	
52	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		一時預かり事業、定期利用保育事業、病児保育事業	保育支援課
53	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		地域子育て支援事業	
<b>エ 居場所づくりの推進</b>					
54	<input type="radio"/>			市民活動センター管理運営事業	協働推進課
55	<input type="radio"/>			高齢者地域支え合い推進事業	高齢者支援課
56	<input type="radio"/>			子育てひろば活動事業	子育て支援課
57	<input type="radio"/>			地域子育てひろば事業	保育支援課
<b>オ その他関連事業</b>					
58		<input type="radio"/>		大規模災害時支給・貸付事業	防災危機管理課
59	<input type="radio"/>			国民健康保険趣旨普及宣伝事業	保険年金課
60	<input type="radio"/>			国民健康保険疾病予防事業	
61	<input type="radio"/>			やちほ管理運営事業	住宅勤労課
62	<input type="radio"/>			社会を明るくする運動事業	地域福祉推進課
63	<input type="radio"/>			在日外国人等高齢者・障害者福祉給付事業	
64	<input type="radio"/>			高齢者保養事業	
65	<input type="radio"/>			介護予防事業	
66	<input type="radio"/>			高齢者住宅管理運営事業	高齢者支援課
67	<input type="radio"/>			養護老人ホーム措置事業	
68	<input type="radio"/>			特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター管理運営事業	
69	<input type="radio"/>			地域密着型サービス拠点整備事業	
70	<input type="radio"/>			介護保険給付適正化推進事業	介護保険課
71	<input type="radio"/>			在宅高齢者介護支援事業	
72	<input type="radio"/>			在宅高齢者生活支援事業	
73		<input type="radio"/>		低所得者負担軽減事業	
74		<input type="radio"/>		介護認定審査事業	

## 生きる支援関連施策

	各段階			関連事業	担当課
	一次	二次	三次		
75		○		障害認定審査事業	障害者福祉課
76	○			障害者自立移動支援事業	
77	○			障害者手当等支給事業	
78	○			日常生活支援等事業	
79	○			各種手帳交付等事業	
80	○			障害者医療助成等事業	
81	○			健康診査事業	健康推進課
82	○			児童手当支給事業	子育て支援課
83	○			子育て家庭医療費等助成性事業	
84	○			ひとり親家庭等対象手当支給事業	
85	○			ひとり親家庭自立支援事業	
86	○			ひとり親家庭等医療費助成事業	
<b>(5) 民間団体との連携の強化</b>					
87	○			大学・企業連携事業	政策課・協働推進課
88	○			NPO・ボランティア活動支援事業	協働推進課
<b>(6) 子ども・若者の心の健康を支援する環境整備及び自殺対策の更なる推進</b>					
89		○		青少年総合相談運営事業	児童青少年課
90		○		青少年委員活動事業	
91		○		放課後子ども教室事業	
92		○		学童クラブ管理運営事業	
93	○			学校保健室運営事業	学務保健課
94	○			教育相談環境整備・活用事業	指導室

## 第4章

# 自殺対策の推進体制等

## 1 都の自殺対策における推進体制

---

都は、「自殺総合対策東京会議」を設置・運営し、東京の自殺の実態の把握・分析、関係機関や区市町村等への情報提供を行うとともに、総合的に自殺対策を進めるため、広域行政の立場から施策を実施します。

### (1) 自殺総合対策東京会議

様々な分野の関係機関・団体が連携しつつ、総合的に自殺対策を推進し、健やかに生きがいを持って安心して暮らすことのできる東京の実現に寄与することを目的として設置された会議体です。

また、専門的な事項を検討するための部会が設置されており、計画策定部会では都の自殺対策計画について、重点施策部会では過重労働を始めとする勤務問題等、重点的な自殺対策の推進についてそれぞれ検討しています。

### (2) 地域自殺対策推進センター

情報提供や人材育成、専門的・技術的支援等により、区市町村における自殺対策の取組を総合的に支援します。なお、状況に応じて、区市町村が地域の実情を踏まえて独自に行う取組についても支援を行い、地域における自殺対策を推進します。

## 2 市の自殺対策における推進体制

---

### (1) 自殺対策事業関係課長会議

自殺対策に関連する部署の課長職で構成する会議です。市の自殺対策を推進させるため、庁内の横断的な体制を整備します。

#### 「府中市自殺対策事業関係課長会議」 構成部署一覧

	部	課
1	政策総務部	政策課
2		広報課
3		職員課
4	行政管理部	防災危機管理課
5	市民協働推進部	協働推進課
6		地域コミュニティ課
7	市民部	総合窓口課
8		保険年金課
9		納税課
10	生活環境部	住宅勤労課
11		経済観光課
12	文化スポーツ部	図書館

	部	課
13	福祉保健部	地域福祉推進課
14		生活援護課
15		高齢者支援課
16		介護保険課
17		障害者福祉課
18	子ども家庭部	子育て支援課
19		保育支援課
20		児童青少年課
21	教育部	教育総務課
22		学務保健課
23		指導室
事務局	福祉保健部	健康推進課

(2) 府中市自殺対策関係者連絡会

自殺対策に関連する部署の職員及び関係機関職員で構成し、情報共有や円滑な連携体制を構築することを目的とした会議です。

「府中市自殺対策関係者連絡会」 構成部署一覧

	団体	部	課
1	府中市	政策総務部	広報課
2		市民協働推進部	地域コミュニティ課
3		市民部	総合窓口課
4			保険年金課
5			納税課
6		生活環境部	住宅勤労課
7			経済観光課
8		福祉保健部	地域福祉推進課
9			生活援護課
10			高齢者支援課
11			介護保険課
12			障害者福祉課
13		子ども家庭部	子育て支援課
14			保育支援課
15			児童青少年課
16		教育部	学務保健課
17			指導室

	団体	部	課
18	社会福祉協議会	地域福祉部	地域活動推進課
19	多摩府中保健所		企画調整課
事務局	府中市	福祉保健部	健康推進課

### (3) 府中市保健計画推進協議会

「市民（あなた）が主役！笑顔でつなぐ健康なまち府中」を基本理念に掲げた、第2次健康ふちゅう21（第2次府中市保健計画）の推進のために設置した協議会です。第2次健康ふちゅう21において、5つの重点取組のうち「こころの健康を意識する」の推進に当たり、自殺総合対策計画関連事業の進捗管理及び評価を行います。

## 3 策定の経緯

---

### (1) 自殺対策事業関係課長会議経過

	開催日	主な議題
平成 29 年度		
1	平成 30 年 2 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「府中市自殺総合対策計画」の策定に向けて自殺対策大綱、国や都の動き等</li> <li>・府中市の自殺の現状について</li> <li>・府中市の自殺対策の取組について</li> <li>・策定スケジュールについて</li> </ul>
平成 30 年度		
2	平成 30 年 11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「府中市自殺総合対策計画」について</li> <li>・策定スケジュールについて</li> </ul>

## (2) 府中市自殺対策関係者連絡会経過

	開催日	主な議題
平成 29 年度		
1	平成 30 年 2 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・自殺対策の取組について（実績報告）</li><li>・「府中市自殺総合対策計画」の策定に向けて</li><li>・東京都より 東京都自殺総合対策計画（仮称）たたき台の概要・府中市及び北多摩南部保健医療圏の自殺の現状について</li><li>・来年度の自殺対策の取組について</li></ul>
平成 30 年度		
2	平成 30 年 6 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・今年度の自殺対策事業の予定について</li><li>・府中市自殺総合対策計画策定の進捗について</li></ul>
3	平成 31 年 2 月 (予定)	

## (3) 府中市保健計画推進協議会経過

	開催日	自殺対策に関する主な議題
平成 29 年度		
1	平成 30 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・「府中市自殺総合対策計画」の策定に向けて</li><li>・府中市の自殺の現状について</li></ul>
平成 30 年度		
1	平成 30 年 6 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・「府中市自殺総合対策計画」概要について</li><li>・策定スケジュールについて</li></ul>
2	平成 30 年 11 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・「府中市自殺総合対策計画」策定の進捗について</li><li>・策定スケジュールについて</li></ul>
3	平成 31 年 3 月 (予定)	

(4) パブリック・コメント（意見公募）実施

公募期間	平成 31 年 2 月 21 日～3 月 22 日（予定）
意見件数	人 述 べ 件
意見内容	